お問い合わせ先

独立行政法人 都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 北海道エリア経営センター

TEL.(011)223-3707

営業時間:9時30分～17時　定休日:土曜・日曜・祝日

UR賃貸住宅

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

18-04

UR賃貸住宅

札幌平岸エリアに一棟リノベーション物件誕生!の

URであ――――――――――る。

サンラフレ平岸(新木の花)1-1号棟,1-2号棟

サンラフレ平岸(新木の花)入居者抽選募集のご案内

■申込受付期間/令和５年1月27日(金)～1月31日(火)

※上記期間中に郵送（このパンフレットにとじ込みの専用用紙）またはインターネット（39ページ参照）でお申し込みください。
※各住宅ごとのお申し込みとなります。
※現地でのお申し込みは受付しておりませんので、ご注意ください。
※当物件の正式名称は「新木の花」ですが、愛称として「サンラフレ平岸」を使用しています。

■現地モデルルーム公開/令和５年1月27日(金)～1月29日(日)

公開時間:令和５年1月27日(金)13:00～16:00、1月28日(土)・29日(日)10:00～16:00
※最終受付15：30　※最終受付15：30

■募集戸数/104戸

■入居開始可能日/奇数階：令和5年3月17日(金)
偶数階：令和5年3月24日(金)

特設サイトはこちら！
インターネット申込も
こちらから！

UR賃貸住宅の**4**つのメリット

- 礼金ナシ
- 仲介手数料ナシ
- 更新料ナシ
- 保証人ナシ

時を経て、生まれ変わった「木の花」の住まい

昭和30年代に北海道初の公団住宅として建設された「木の花」団地。
平成15年に「新木の花」団地として建て替えられたこの住棟は、約20年間札幌市営住宅として活用されてきました。
そして令和5年、リノベーションを実施し、時代のニーズを反映したUR賃貸住宅
「サンラフレ平岸」(正式名称・新木の花)として再び生まれ変わります。

1-1号棟(南西から撮影)

1-2号棟(北から撮影)

建替前の木の花団地全景

建替後の新木の花団地1-1、1-2号棟
(南東から撮影)

リノベーション後のサンラフレ平岸1-1、1-2号棟
(北西から撮影)

愛称の由来

サンラフレ平岸

広々とした住棟間隔で明るく、「サン」=「太陽」のイメージにもぴったり。
外観も新たに生まれ変わり、全戸南向きでお部屋の中も明るい印象です。

当団地の正式名称は「新木の花」ですが、愛称として「サンラフレ平岸」を使用しています。外観やお部屋をリノベーションし、生まれ変わったことを表すため、「気分一新」を意味する「サンティーマ・ラフレシール〈仏〉」を省略し、「サンラフレ」と名付けました。

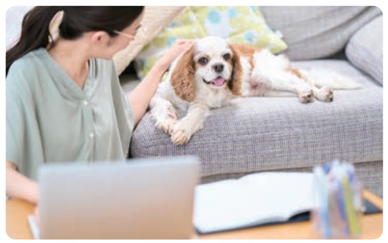

ペットと暮らす、心豊かなライフスタイル

サンラフレ平岸は「ペット共生住宅」。猫や小型犬などのペットと一緒に暮らすことができます(犬・猫は1住戸1頭のみ。大きさなどはUR都市機構が定める「ペット飼育規則」の条件を満たすことが必要)詳しくは19〜26ページをご覧ください。
将来的には共用部にペットと一緒に利用できる集会室やドッグランを設置予定です。愛犬との散歩コースにうってつけの大きな公園や豊平川が徒歩圏内にあり、近隣にはペットショップや動物病院もそろっています。
大切なペットとともに心豊かなライフスタイルを実現してください。

※ペット(犬・猫)を飼育するにあたっては、UR都市機構が定める「ペット飼育規則」を遵守していただきます。
※ペットの粗相防止のため、住棟内共用部分ではペットをケージに入れるか、リードで結び抱きかかえてください。
※1-1、1-2号棟以外の住棟においては、小鳥及び魚類以外の犬、猫等の動物を飼育することはできません。

快適な暮らしをかなえるリノベーションを施しています。

※工事中のため、一部イメージ写真を含みます。

外観・共用部

外観・共用部

札幌市の景観計画にもとづき、札幌の景観色である「新雪」という色をメインに外壁を塗り替えました。街並みに調和する落ち着いた色彩としながらも、冬季でも明るい印象の外観としています。

カバードウォーク

高級感がありながら、暖かな印象のカバードウォーク。帰ってきたときにホッとできる、そんな場所を目指しました。

宅配ボックス

各住棟のエントランスには宅配ボックスを設置しています。留守のときにも荷物を受け取ることができ、安心してお出かけになれます。

エントランス

カバードウォークを抜けると、風や雪を避けられるエントランスに繋がります。防犯カメラ・オートロック付きでセキュリティも安心!

設　備 ※全戸共通

キッチン

全戸に新しいキッチンを設置しています。清潔感のあるステンレストップ、広いシンクと作業台で使いやすく、毎日の料理が楽しくなりそう。スライド式収納、吊戸棚もあり、収納力も抜群です。

ビルトインコンロ

流し台組込みでスッキリ。使いやすさもアップしています。3つのバーナーとグリルでお料理の幅が広がります。立ち消え安全装置付です。お掃除が楽なホーロートッププレートです。

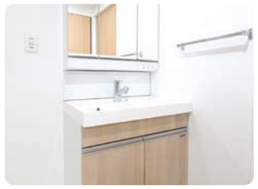

洗髪機能付洗面化粧台

洗髪ができる洗面化粧ユニットです。お出かけ前のシャンプーも、服を着たまま気軽にでき、サーモスタットで温度を自動調節。ワイドな洗面ボールは、洗髪以外にも使えとても便利。鏡、小物棚がついています。

多機能便座

寒い冬でも暖かい温水洗浄暖房便座を全戸に設置しています。

ファンコンベクター※(温水暖房放熱器)

リビングダイニングや居室にファンコンベクターを設置しており、冬でも暖かくお過ごしいただけます。

※ガスを熱源とする給湯暖房機から温水を循環させ、送風機(ファン)によって吸い込んだ空気を暖めて排出する温風暖房機器です。設置箇所は間取り図をご確認ください。なお、ファンコンベクターの形状は部屋によって異なります。

モニター付住宅情報盤(ハンズフリー)

非常時・火災時に警報音・音声合成音・表示ランプで知らせます。また、テレビモニターで玄関の来訪者を確認し、インターホン(ハンズフリー)で通話することができます。

内　装

カラーコーディネートは2タイプ。
スタイリッシュな室内空間

床やキッチン、建具や収納などをカラーコーディネート。統一感のあるスタイリッシュな空間を実現しました。高級感のある重厚な色調の「グレージュナチュラル」、温かみのある明るい色調の「ウォームナチュラル」の2タイプがあります。お気に入りのタイプを選んでください。

グレージュナチュラル
1-1号棟6・7F、1-2号棟8・9Fの住戸に採用されています。

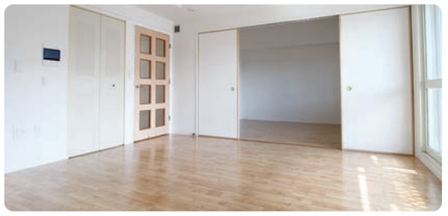

ウォームナチュラル
1-1号棟2〜5F、1-2号棟2〜7Fの住戸に採用されています。

サンラフレ平岸

“新しい暮らし”のMAP

時代のニーズに合わせたリノベーションで
魅力的に生まれ変わった「サンラフレ平岸」。
札幌中心部への良好なアクセスもさることながら団地の周りも、
魅力がいっぱいなんです。
ワクワクが詰まった“新しい暮らし”を
「サンラフレ平岸」で始めませんか？

中島公園

←地下鉄南北線
至「さっぽろ駅」

幌平橋

←
豊平川から5分ほど歩くと
中島公園に。
Kitaraや文学館などが
ある憩いの場です。

豊平川の河川敷は
お散歩にぴったり
夏は花火大会の舞台にも

豊平川

中の島

地下鉄南北線

中の島小学校

中の島駅周辺には、
カレーや焼き肉、
洋菓子、喫茶店など
地元に愛される
名店がいっぱい

中の島中学校

中の島通

環状通

今日はどんな景色に会いにいく？
ペットと一緒に楽しみたい
お散歩コースが
たくさんあります。

すぐ近所にある
KKR札幌医療センター
もしもの時も
安心です！

近隣にはペットホテルや
クリニックを備えた大型
ペットショップもあります。

団地の周りには
閑静な住宅街が
広がります

サンラフレ平岸

KKR
札幌医療センター

南平岸方面には複合商業施
「クロスモール平岸」をはじめ
大小さまざまなお店がつらなる
ショッピングエリア。
↓

平岸駅周辺は、
夜遅くまで営業の
スーパーやコンビニがあり
困った時も安心

平岸通

平岸

↑地下鉄東豊線至「さっぽろ駅」

↑地下鉄「学園前」方面には
北海学園大学や
北海商科大学などの大学、
高校や幼稚園が多数集まり
若者で賑わっています。

豊平公園

通年で花と緑を
楽しめる豊平公園
北海きたえーるも
隣接しています

地下鉄東豊線

地下鉄東豊線
至「福住駅」→

リンゴ畑だった歴史を
感じさせるバーや
喫茶店が近所に。
ホッとする空間です。

休んだり
遊んだりできる
小さな公園が
あちこちに

平岸通は
この地域のメイン街道
スーパーやチェーン店
だけでなく
地元ならではの
飲食店などで
賑わっています

↓地下鉄南北線
至「真駒内駅」

暮らしの“ほしい”がそろう住み心地のよいエリア

中心部への良好なアクセス、生活に欠かせないスポットの充実、
都会にありながら人にもペットにも嬉しい緑豊かな住環境。
サンラフレ平岸周辺には、暮らしに“あってほしいもの”がそろっています。

中心部へ アクセス良好な 好立地

「サンラフレ平岸」は札幌市営地下鉄南北線「平岸駅」へ歩いて6分、乗車8分で「大通駅」、乗車10分で「さっぽろ駅」にアクセスできる好立地に位置しています。また、札幌市営地下鉄南北線「中の島駅」や札幌市営地下鉄東豊線「豊平公園駅」へも徒歩圏で、3駅利用可能。札幌中心部へのアクセスが良く、通勤や通学に便利とあって人気のエリアです。

札幌市営地下鉄全線が乗り入れている
「大通駅」まで約8分。

「平岸駅」までは徒歩6分です。

写真の「中の島小学校」へは徒歩約8分。
「中の島中学校」へは徒歩約12分です。

「平岸駅」1番出入り口を出てすぐに
「東光ストア 平岸ターミナル店」があります。
夜遅くまで営業しておりとても便利です。

生活に欠かせない スポットが充実

札幌市営地下鉄南北線平岸駅周辺は、スーパーマーケットやコンビニ、銀行やファミリーレストランなど、暮らしを便利に彩る施設がそろっています。サンラフレ平岸の徒歩圏内にはもう一軒スーパーマーケットがあり、買い物環境が充実しています。また、近所には「KKR札幌医療センター」があるので、いざという時も安心。「中の島小学校」「中の島中学校」も近く、子育て世代にぴったりなエリアです。

人にも ペットにも嬉しい 緑豊かな住環境

豊平川や「中島公園」が徒歩圏内にあり、自然豊かなエリアで色とりどりの四季を満喫できます。物件の敷地内も緑が多く、ちょっと散歩をするのにぴったり。物件内には将来的にはドッグランも設置予定で人にもペットにも嬉しい住環境です。

徒歩約13分で豊平川へ。
ランニングやペットとのお散歩にぴったりです。

豊平川から5分ほど歩くと中島公園に。
季節の移ろいを感じることができます。

アクセス情報

都心直結型の便利さを実感するトリプルアクセス。新千歳空港へもスムーズなアクセス。

サンラフレ平岸 ↔ さっぽろ駅

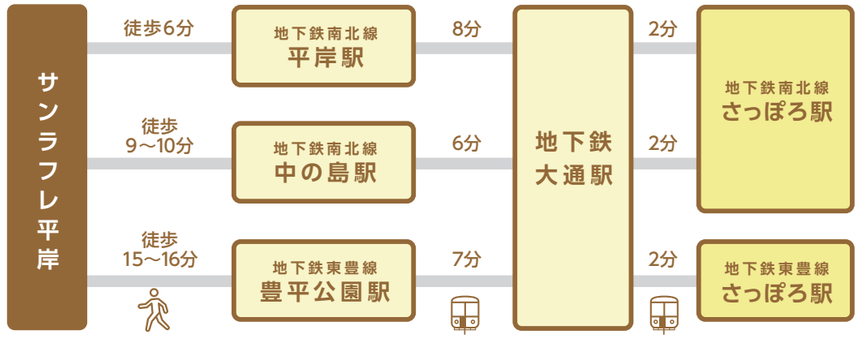

・地下鉄東豊線「豊平公園駅」には、1番出口にエレベーターがあります。
・地下鉄南北線「平岸駅」には1番出口・3番出口にエレベーターがあります。

サンラフレ平岸 ↔ 新千歳空港

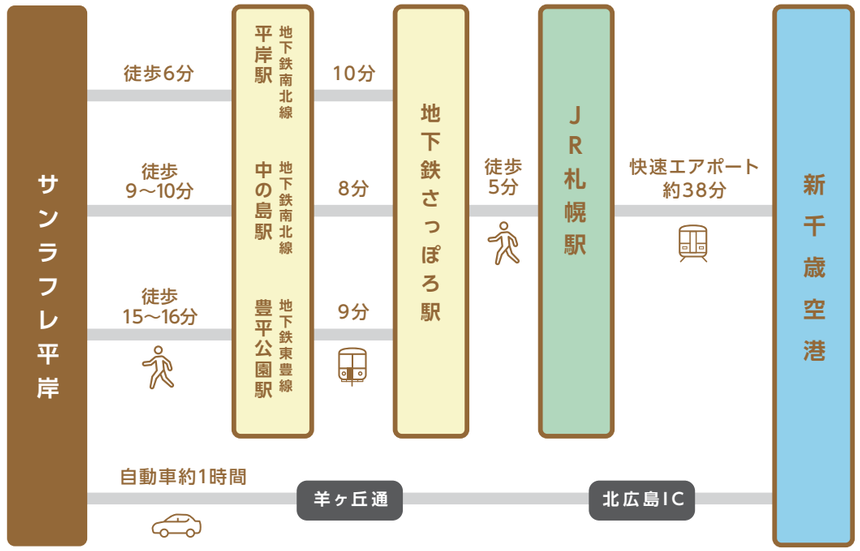

募集概要・配置図

■募集概要

●物件名／サンラフレ平岸<1-1号棟・1-2号棟>※当団地の正式名称は新木の花ですが、愛称としてサンラフレ平岸を使用しています。

●申込受付期間（予定）／令和5年1月27日（金）～令和5年1月31日（火）
※上記期間中に郵送またはインターネットでお申し込みください。※現地でのお申込みは受付しておりませんのでご注意ください。

●入居開始可能日（予定）／奇数階:令和5年3月17日（金）偶数階:令和5年3月24日（金）

●所在地／北海道札幌市豊平区平岸2条4丁目1

●住居表示／北海道札幌市豊平区平岸2条4丁目○-○-○○○号

●交通／札幌市営地下鉄南北線「平岸駅」より徒歩約6分

●建物構造／鉄筋コンクリート造　1-1号棟7階建　1-2号棟9階建

●建築年月／平成15年2月

●リノベーション完了年月（予定）／令和5年2月

●管理戸数／106戸(全戸トランクルーム付)

●募集戸数／104戸(1LDK:32戸、2LDK:56戸、3LDK:16戸)

●募集型式／1LDK・42.93㎡、2LDK・66.17㎡、3LDK・74.55㎡

●月額家賃（予定）60,100円～105,200円（トランクルーム使用料含む）

●月額共益費（予定）／7,200円

●敷金／月額家賃の2か月分

●礼金・更新料・保証人／不要

●貸主／独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

※申込受付期間・入居開始可能日は、工事の進行状況により変更になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

■配置図

凡例

□	今回募集住棟	P	平面式駐車場
F	階数	▼	住宅出入口
⋯	敷地境界線	▨	ゴミステーション
⋈	エレベーター		

※住戸番号は（①～⑦、⑧）の順にふられています。
※駐車場及びトランクルームは、各棟1階にあります。

募集住宅一覧

住宅タイプ	住宅型式	面積(㎡) 住宅専用部分	面積(㎡) バルコニー	募集戸数（戸）	月額家賃（円）	基準月収額(円)	基準貯蓄額	間取図掲載ページ
A	1LDK-A	42.93㎡	8.57㎡～8.72㎡	32	60,100円～64,700円	世帯申込の場合 月額家賃が82,500円以上 330,000（固定額） 月額家賃が82,500円未満 家賃額の4倍 単身申込の場合 月額家賃が62,500円以上 250,000（固定額） 月額家賃が62,500円未満 家賃額の4倍	月額家賃の100倍	11
B	2LDK-B 角部屋	66.17㎡	11.10㎡	12	86,100円～92,000円			13
C	2LDK-C	66.17㎡	12.56㎡～12.63㎡	44	86,400円～92,600円			15
D	3LDK-D	74.55㎡	11.98㎡	16	98,100円～105,200円			17

共益費	月額7,200円(予定・全戸共通)。毎月の家賃とともに口座振替によりお支払いいただきます。
敷　金	月額家賃の2ヵ月分。契約時までにUR都市機構指定の金融機関にてお支払いいただきます。（UR賃貸住宅の敷金引継制度は利用できません）。

※各住宅ごとのお申込みとなります。なお、お申込みは、一世帯につき１戸に限ります。
※申込方法の詳細については、34ページ以降をご覧ください。
※平均月収額が基準月収額以上あること、または貯蓄額が基準貯蓄額以上あることが必要です。
基準貯蓄額の詳細については、36ページをご覧ください。

各階立面図　1-1号棟　1-2号棟

1-1号棟

7F	701 2LDK-B(反) 66.17㎡ 91,100円	702 2LDK-C(反) 66.17㎡ 92,400円	703 1LDK-A 42.93㎡ 64,500円	704 1LDK-A 42.93㎡ 64,500円	705 1LDK-A(反) 42.93㎡ 64,500円	706 2LDK-C 66.17㎡ 92,400円	707 2LDK-B 66.17㎡ 92,000円
6F	601 2LDK-B(反) 66.17㎡ 90,100円	602 2LDK-C(反) 66.17㎡ 91,400円	603 1LDK-A 42.93㎡ 63,600円	604 1LDK-A 42.93㎡ 63,600円	605 1LDK-A(反) 42.93㎡ 63,600円	606 2LDK-C 66.17㎡ 91,400円	607 2LDK-B 66.17㎡ 90,900円
5F	501 2LDK-B(反) 66.17㎡ 89,800円	502 2LDK-C(反) 66.17㎡ 91,100円	503 1LDK-A 42.93㎡ 63,400円	504	505 1LDK-A(反) 42.93㎡ 63,400円	506 2LDK-C 66.17㎡ 91,100円	507 2LDK-B 66.17㎡ 90,600円
4F	401 2LDK-B(反) 66.17㎡ 89,400円	402 2LDK-C(反) 66.17㎡ 90,800円	403 1LDK-A 42.93㎡ 63,200円	404 1LDK-A 42.93㎡ 63,200円	405 1LDK-A(反) 42.93㎡ 63,200円	406 2LDK-C 66.17㎡ 90,800円	407 2LDK-B 66.17㎡ 90,300円
3F	301 2LDK-B(反) 66.17㎡ 89,100円	302 2LDK-C(反) 66.17㎡ 90,500円	303 1LDK-A 42.93㎡ 63,000円	304 1LDK-A 42.93㎡ 62,800円	305 1LDK-A(反) 42.93㎡ 62,800円	306 2LDK-C 66.17㎡ 90,000円	307 2LDK-B 66.17㎡ 89,500円
2F	201 2LDK-B(反) 66.17㎡ 86,100円	202 2LDK-C(反) 66.17㎡ 87,300円	203 1LDK-A 42.93㎡ 61,000円	204 1LDK-A 42.93㎡ 60,100円	205 1LDK-A(反) 42.93㎡ 60,100円	206 2LDK-C 66.17㎡ 86,500円	207 2LDK-B 66.17㎡ 86,400円

〈南面〉

※504号室は抽選募集対象外です。

1-2号棟

9F	901 3LDK-D 74.55㎡ 105,200円	902 2LDK-C 66.17㎡ 92,600円	903 1LDK-A 42.93㎡ 64,700円	904 2LDK-C(反) 66.17㎡ 92,600円	905 2LDK-C 66.17㎡ 92,600円	906 1LDK-A(反) 42.93㎡ 64,700円	907 2LDK-C(反) 66.17㎡ 92,600円	908 3LDK-D(反) 74.55㎡ 105,200円
8F	801 3LDK-D 74.55㎡ 103,800円	802 2LDK-C 66.17㎡ 91,600円	803 1LDK-A 42.93㎡ 64,000円	804 2LDK-C(反) 66.17㎡ 91,600円	805 2LDK-C 66.17㎡ 91,600円	806 1LDK-A(反) 42.93㎡ 64,000円	807 2LDK-C(反) 66.17㎡ 91,600円	808 3LDK-D(反) 74.55㎡ 103,800円
7F	701 3LDK-D 74.55㎡ 103,500円	702 2LDK-C 66.17㎡ 91,300円	703 1LDK-A 42.93㎡ 63,800円	704 2LDK-C(反) 66.17㎡ 91,300円	705 2LDK-C 66.17㎡ 91,300円	706 1LDK-A(反) 42.93㎡ 63,800円	707 2LDK-C(反) 66.17㎡ 91,300円	708 3LDK-D(反) 74.55㎡ 103,500円
6F	601 3LDK-D 74.55㎡ 103,200円	602 2LDK-C 66.17㎡ 91,000円	603 1LDK-A 42.93㎡ 63,600円	604 2LDK-C(反) 66.17㎡ 91,000円	605 2LDK-C 66.17㎡ 91,000円	606 1LDK-A(反) 42.93㎡ 63,600円	607 2LDK-C(反) 66.17㎡ 91,000円	608 3LDK-D(反) 74.55㎡ 103,200円
5F	501 3LDK-D 74.55㎡ 102,900円	502 2LDK-C 66.17㎡ 90,700円	503 1LDK-A 42.93㎡ 63,400円	504 2LDK-C(反) 66.17㎡ 90,700円	505 2LDK-C 66.17㎡ 90,700円	506	507 2LDK-C(反) 66.17㎡ 90,700円	508 3LDK-D(反) 74.55㎡ 102,900円
4F	401 3LDK-D 74.55㎡ 102,600円	402 2LDK-C 66.17㎡ 90,400円	403 1LDK-A 42.93㎡ 63,200円	404 2LDK-C(反) 66.17㎡ 90,400円	405 2LDK-C 66.17㎡ 90,400円	406 1LDK-A(反) 42.93㎡ 63,200円	407 2LDK-C(反) 66.17㎡ 90,400円	408 3LDK-D(反) 74.55㎡ 102,600円
3F	301 3LDK-D 74.55㎡ 102,300円	302 2LDK-C 66.17㎡ 90,100円	303 1LDK-A 42.93㎡ 63,000円	304 2LDK-C(反) 66.17㎡ 90,100円	305 2LDK-C 66.17㎡ 90,100円	306 1LDK-A(反) 42.93㎡ 63,000円	307 2LDK-C(反) 66.17㎡ 90,100円	308 3LDK-D(反) 74.55㎡ 102,300円
2F	201 3LDK-D 74.55㎡ 98,100円	202 2LDK-C 66.17㎡ 86,400円	203 1LDK-A 42.93㎡ 60,600円	204 2LDK-C(反) 66.17㎡ 87,000円	205 2LDK-C 66.17㎡ 87,000円	206 1LDK-A(反) 42.93㎡ 60,600円	207 2LDK-C(反) 66.17㎡ 87,000円	208 3LDK-D(反) 74.55㎡ 98,700円

〈南面〉

※506号室は抽選募集対象外です。

各階平面図　1-1号棟　1-2号棟

1-1号棟

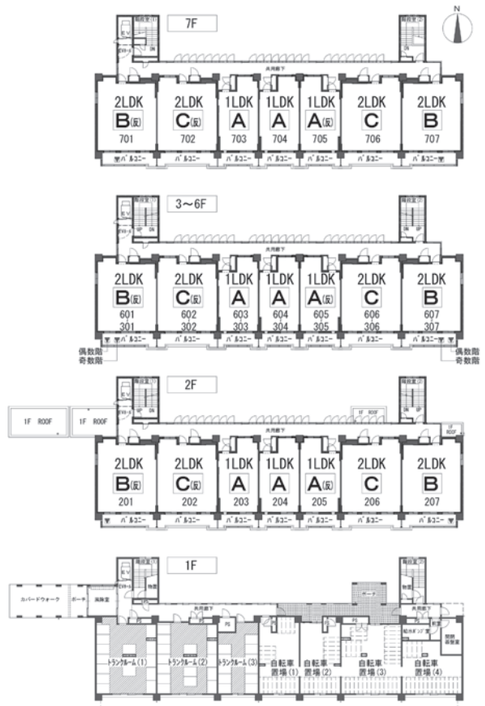

1-2号棟

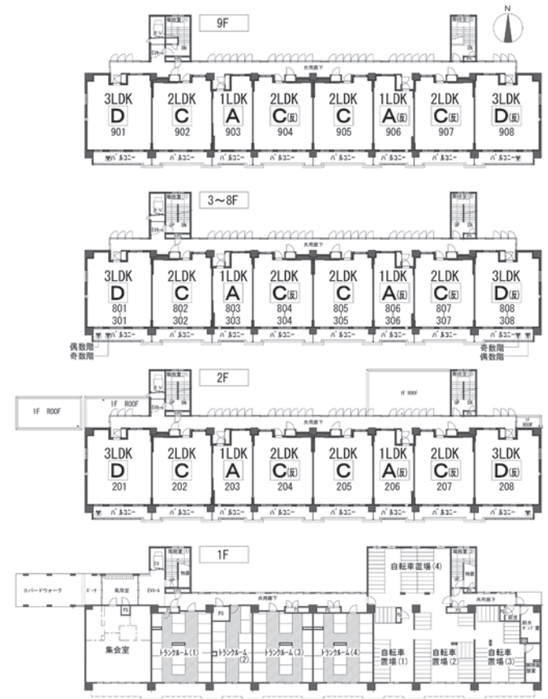

■エレベーター平面図

・9人乗り・トランク付
・出入口の高さ/2,000㎜
・積載荷重/600kg
・停止階/各階
・基　数/1基

※単位：ミリメートル

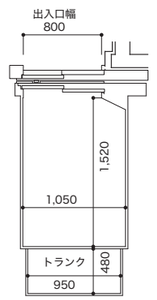

住戸タイプ

A 1LDK-A

■募集個数/32戸

■月額家賃/60,100円～64,700円

■カラーコーディネート

・グレージュ　1-1号棟 6F～7F、1-2号棟 8F～9F

・ウォーム　1-1号棟 2F～5F、1-2号棟 2F～7F

■住宅専用部分面積/42.93m²

■バルコニー面積/8.57m²～8.72m²

1-1号棟住戸タイプ配置表

	EV						
7F	701	702	703	704	705	706	707
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
6F	601	602	603	604	605	606	607
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
5F	501	502	503	504	505	506	507
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
4F	401	402	403	404	405	406	407
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
3F	301	302	303	304	305	306	307
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
2F	201	202	203	204	205	206	207
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
1F	トランクルーム		自転車置場				自転車置場 給水ポンプ室 電気室

南　面

1-2号棟住戸タイプ配置表

		EV						
9F	901	902	903	904	905	906	907	908
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
8F	801	802	803	804	805	806	807	808
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
7F	701	702	703	704	705	706	707	708
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
6F	601	602	603	604	605	606	607	608
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
5F	501	502	503	504	505	506	507	508
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
4F	401	402	403	404	405	406	407	408
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
3F	301	302	303	304	305	306	307	308
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
2F	201	202	203	204	205	206	207	208
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
1F	集会室	トランクルーム				自転車置場		給水ポンプ室 電気室

南　面

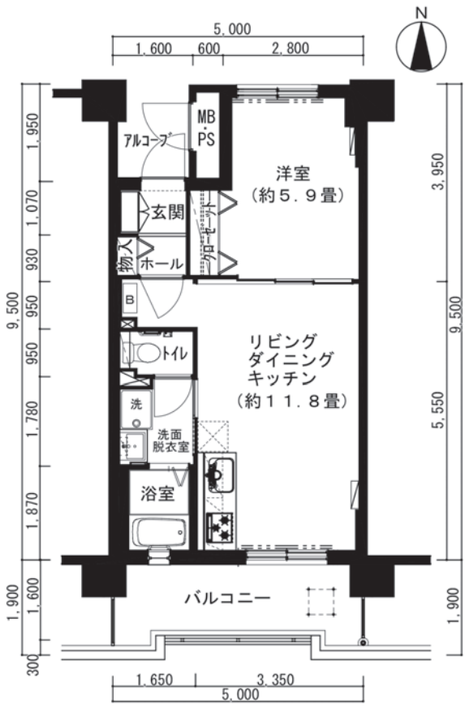

1LDK-A

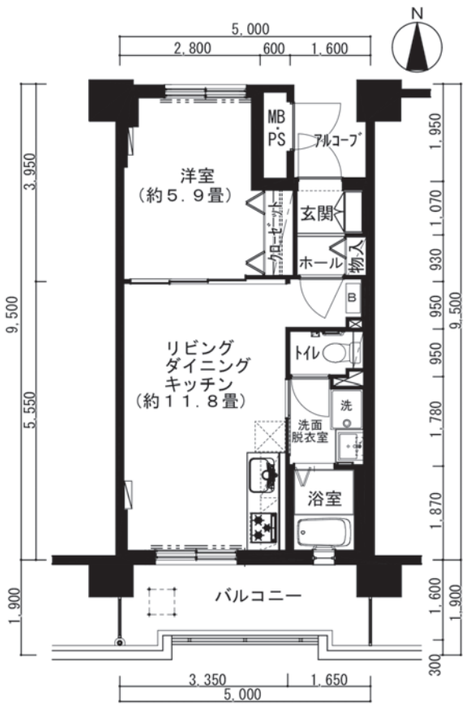

1LDK-A/反転

⊠	パイプスペース	⊡	エアコン室外機取付用金物位置
B	ガス給湯ボイラー	┄・┄	カーテンレール（W）
▼	避難ハッチ	洗	洗濯機用防水パン
▱	ファンコンベクター（温水暖房放熱器）	MB	メーターボックス

ROOM PLAN. A　室内バーチャルモデルルームが特設サイトでご覧いただけます。

リビング・ダイニング・キッチン

洋室

キッチン

インターホン

玄関

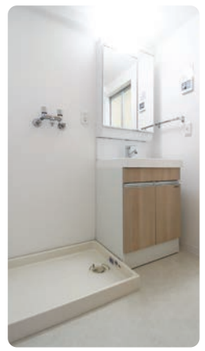

洗面脱衣室

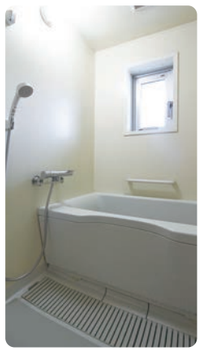

浴室

トイレ

※写真は反転タイプ。カラーコーディネートはウォームナチュラルタイプです。

住戸タイプ

B

2LDK-B 角部屋

■募集個数/12戸

■月額家賃/86,100円～
92,000円

■カラーコーディネート

・グレージュ　1-1号棟 6F～7F、1-2号棟 8F～9F

・ウォーム　1-1号棟 2F～5F、1-2号棟 2F～7F

■住宅専用部分面積/66.17m²

■バルコニー面積/11.10m²

1-1号棟住戸タイプ配置表

	EV						
7F	701	702	703	704	705	706	707
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
6F	601	602	603	604	605	606	607
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
5F	501	502	503	504	505	506	507
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
4F	401	402	403	404	405	406	407
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
3F	301	302	303	304	305	306	307
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
2F	201	202	203	204	205	206	207
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
1F	トランクルーム			自転車置場			自転車置場 駐車ポンプ室 機械設備室

南　面

1-2号棟住戸タイプ配置表

		EV						
9F	901	902	903	904	905	906	907	908
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
8F	801	802	803	804	805	806	807	808
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
7F	701	702	703	704	705	706	707	708
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
6F	601	602	603	604	605	606	607	608
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
5F	501	502	503	504	505	506	507	508
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
4F	401	402	403	404	405	406	407	408
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
3F	301	302	303	304	305	306	307	308
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
2F	201	202	203	204	205	206	207	208
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
1F	集会室	トランクルーム				自転車置場		駐車ポンプ室 機械設備室

南　面

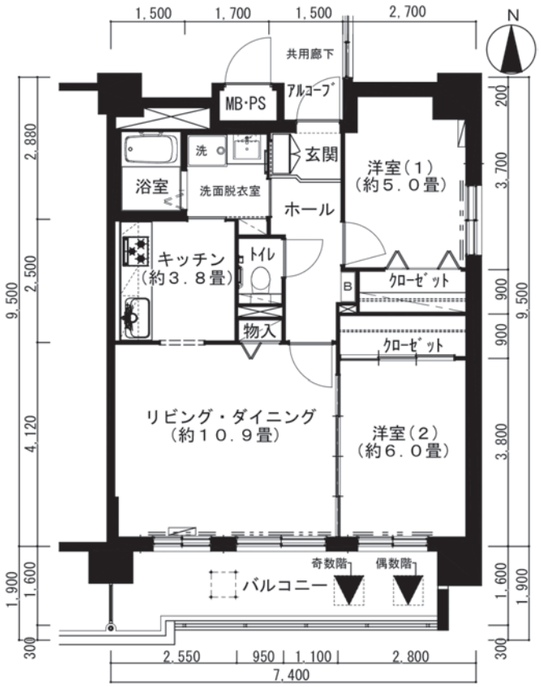

2LDK-B

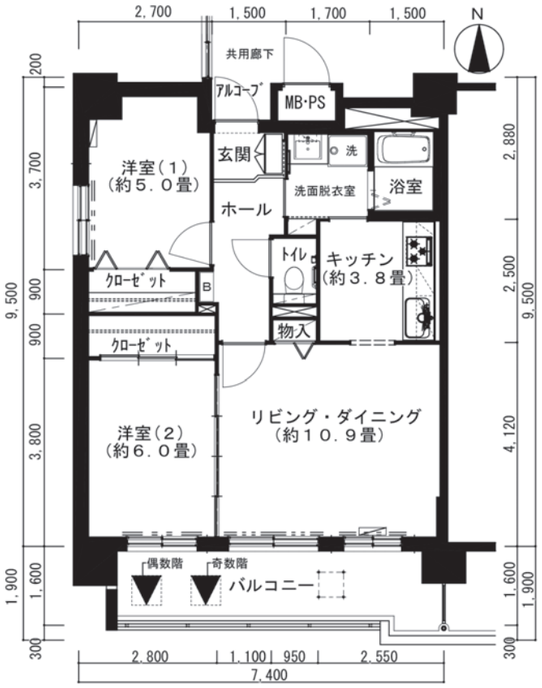

2LDK-B/反転

	パイプスペース		エアコン室外機取付用金物位置
B	ガス給湯ボイラー		カーテンレール（W）
	避難ハッチ	洗	洗濯機用防水パン
	ファンコンベクター（温水暖房放熱器）	MB	メーターボックス

ROOM PLAN. B

室内バーチャルモデルルームが
特設サイトでご覧いただけます。

リビング・ダイニング

キッチン

洋室（1）

洋室（2）

インターホン

玄関

洗面脱衣室

浴室

トイレ

※写真のカラーコーディネートはグレージュナチュラルタイプです。

住戸タイプ

C

2LDK-C

■募集個数/44戸

■月額家賃/86,400円～
92,600円

■カラーコーディネート

・グレージュ　1-1号棟 6F～7F、1-2号棟 8F～9F

・ウォーム　1-1号棟 2F～5F、1-2号棟 2F～7F

■住宅専用部分面積/66.17m²

■バルコニー面積/12.56m²～12.63m²

1-1号棟住戸タイプ配置表

	EV						
7F	701	702	703	704	705	706	707
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
6F	601	602	603	604	605	606	607
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
5F	501	502	503	504	505	506	507
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
4F	401	402	403	404	405	406	407
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
3F	301	302	303	304	305	306	307
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
2F	201	202	203	204	205	206	207
	B(反)	C(反)	A	A	A(反)	C	B
1F	トランクルーム		自転車置場				自転車置場 給水ポンプ室

南　面

1-2号棟住戸タイプ配置表

		EV						
9F	901	902	903	904	905	906	907	908
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
8F	801	802	803	804	805	806	807	808
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
7F	701	702	703	704	705	706	707	708
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
6F	601	602	603	604	605	606	607	608
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
5F	501	502	503	504	505	506	507	508
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
4F	401	402	403	404	405	406	407	408
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
3F	301	302	303	304	305	306	307	308
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
2F	201	202	203	204	205	206	207	208
	D	C	A	C(反)	C	A(反)	C(反)	D(反)
1F	集会室	トランクルーム				自転車置場		給水ポンプ室

南　面

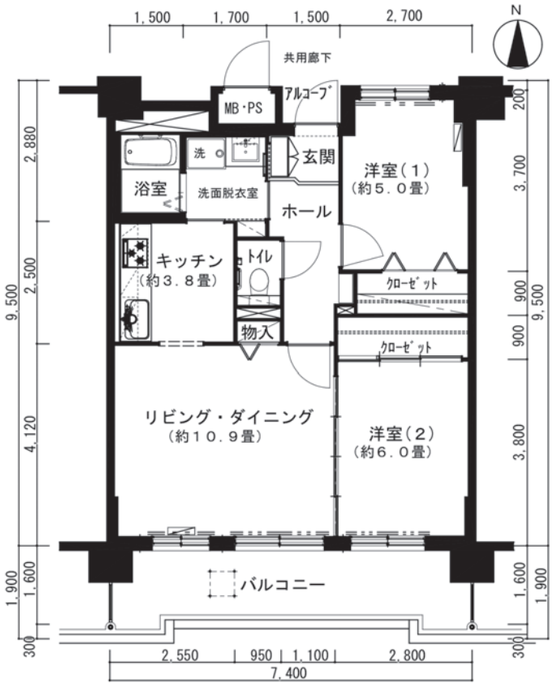

2LDK-C

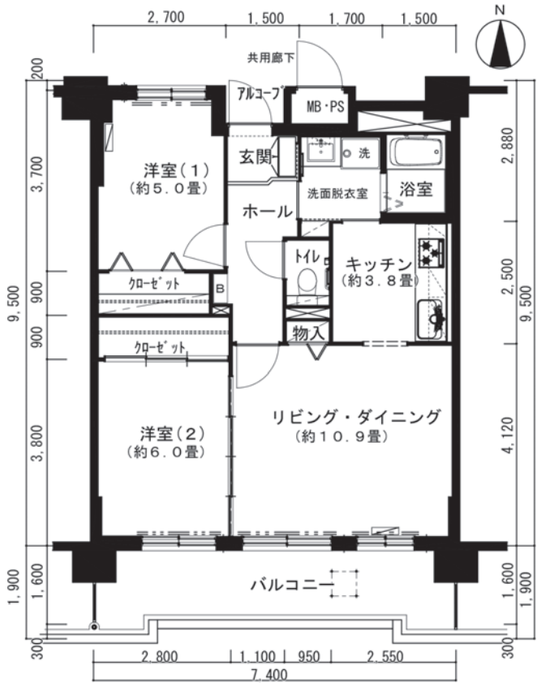

2LDK-C/反転

ROOM PLAN. C

室内バーチャルモデルルームが
特設サイトでご覧いただけます。

リビング・ダイニング

キッチン

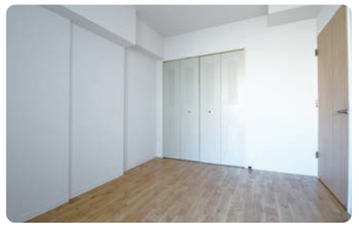

洋室（1）

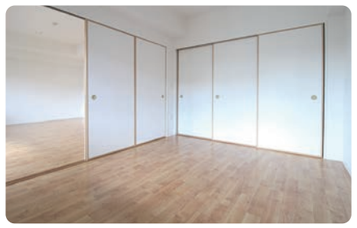

洋室（2）

インターホン

玄関

洗面脱衣室

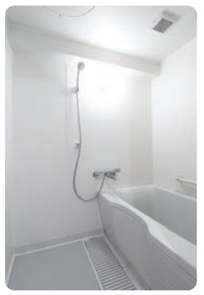

浴室

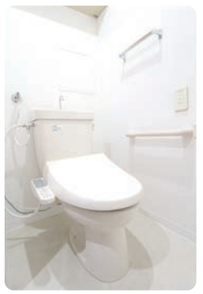

トイレ

※写真のカラーコーディネートはウォームナチュラルタイプです。

住戸タイプ

D 3LDK-D

■募集個数/16戸

■月額家賃/98,100円～
105,200円

■カラーコーディネート

・グレージュ　1-1号棟 6F～7F、1-2号棟 8F～9F

・ウォーム　1-1号棟 2F～5F、1-2号棟 2F～7F

■住宅専用部分面積/74.55m²

■バルコニー面積/11.98m²

1-1号棟住戸タイプ配置表

	EV						
7F	701	702	703	704	705	706	707
	B(変)	C(変)	A	A	A(変)	C	B
6F	601	602	603	604	605	606	607
	B(変)	C(変)	A	A	A(変)	C	B
5F	501	502	503	504	505	506	507
	B(変)	C(変)	A	A	A(変)	C	B
4F	401	402	403	404	405	406	407
	B(変)	C(変)	A	A	A(変)	C	B
3F	301	302	303	304	305	306	307
	B(変)	C(変)	A	A	A(変)	C	B
2F	201	202	203	204	205	206	207
	B(変)	C(変)	A	A	A(変)	C	B
1F	トランクルーム			自転車置場			自転車置場 駐車スペース 車椅子置場

南　面

1-2号棟住戸タイプ配置表

	EV							
9F	901	902	903	904	905	906	907	908
	D	C	A	C(変)	C	A(変)	C(変)	D(変)
8F	801	802	803	804	805	806	807	808
	D	C	A	C(変)	C	A(変)	C(変)	D(変)
7F	701	702	703	704	705	706	707	708
	D	C	A	C(変)	C	A(変)	C(変)	D(変)
6F	601	602	603	604	605	606	607	608
	D	C	A	C(変)	C	A(変)	C(変)	D(変)
5F	501	502	503	504	505	506	507	508
	D	C	A	C(変)	C	A(変)	C(変)	D(変)
4F	401	402	403	404	405	406	407	408
	D	C	A	C(変)	C	A(変)	C(変)	D(変)
3F	301	302	303	304	305	306	307	308
	D	C	A	C(変)	C	A(変)	C(変)	D(変)
2F	201	202	203	204	205	206	207	208
	D	C	A	C(変)	C	A(変)	C(変)	D(変)
1F	集会室	トランクルーム				自転車置場		駐車スペース 車椅子置場

南　面

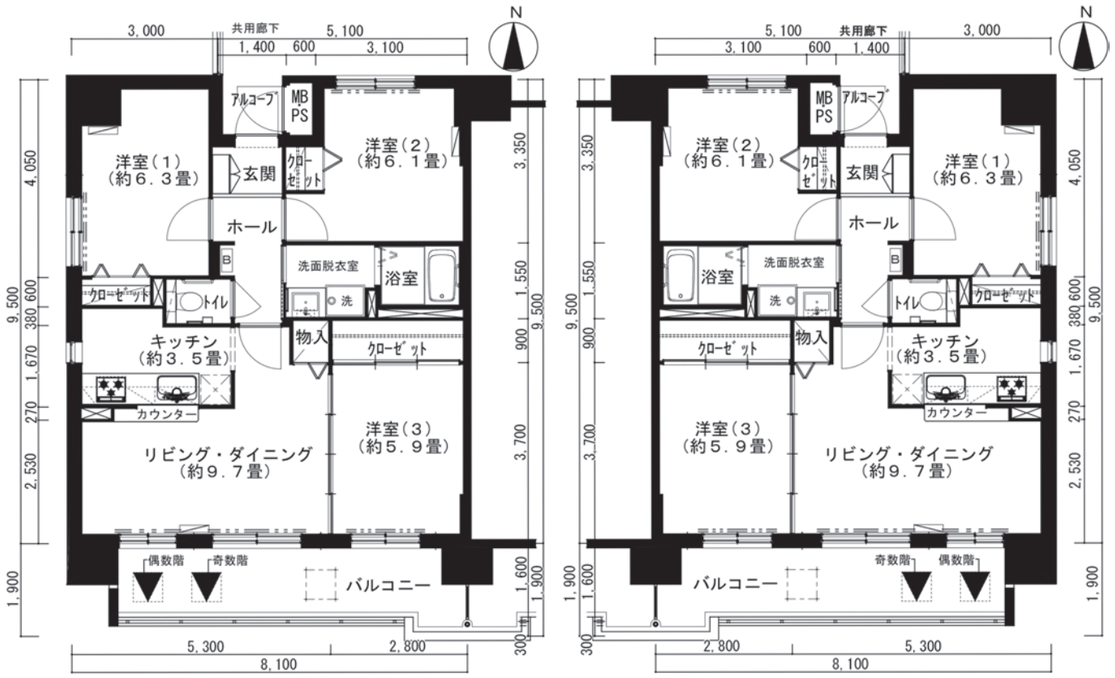

3LDK-D

3LDK-D/反転

	パイプスペース		エアコン室外機取付用金物位置
B	ガス給湯ボイラー		カーテンレール（W）
	避難ハッチ	洗	洗濯機用防水パン
	ファンコンベクター（温水暖房放熱器）	MB	メーターボックス

ROOM PLAN. D

室内バーチャルモデルルームが
特設サイトでご覧いただけます。

リビング・ダイニング

洋室（3）

キッチン

洋室（1）

洋室（2）

インターホン

玄関

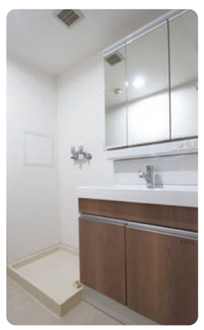
洗面脱衣室

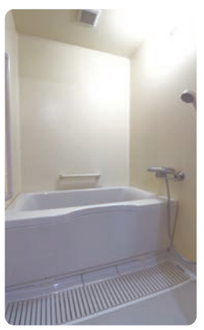
浴室

トイレ

※写真のカラーコーディネートはグレージュナチュラルタイプです。

UR都市機構のペット共生住宅

集合住宅では、多くの方々が集まって暮らすことによって、さまざまな魅力が生まれます。たくさんの方々とのコミュニケーションも魅力の一つです。

そして、ペット共生住宅は、ペットを飼うことを通じてコミュニケーションがより広がり、集まって暮らす楽しさをさらに魅力的なものにしてくれます。

しかし、そのような魅力を享受するには、集合住宅ならではのルールやマナーに加え、ペットの飼い主の方々のペット飼育のルールやマナーに対する高い認識によるお互いへの配慮等も必要となります。ペットとの楽しい暮らしには、鳴き声・悪臭等による残念なトラブルが起きる可能性がありますが、このようなトラブルは、ペットの飼い主の方々がペット飼育のルールやマナーを守っていれば未然に防ぐことができます。

UR都市機構では、ペットの飼い主の方々に遵守していただく事項をペット飼育規則として定め、ペットを飼う人、ペットを飼わない人、そしてペットが共に快適に暮らすことができるペット共生住宅を目指しています。

よりよいペット共生住宅とするべく精一杯努力してまいりますので、お住まいいただく皆さま方のご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

配置図

※ペット共生エリアでは、ペットにリードをつけて歩行させることができます。リードをつなぐ際には、周りの方の歩行の妨げにならない長さでご利用ください。なお、ペット共生エリア以外の場所（通路、駐車場、広場等）では、ペットはケージに入れ、他の入居者の皆様のご迷惑にならないよう十分ご配慮ください。
※また、ペット共生エリア以外の建物内（エントランス、エレベータ等含む）は、緊急時を除き、ペットの持込みは一切禁止です。
※なお、現在札幌市営住宅として使用している1-３号棟が令和6年12月にUR都市機構に返還された後、1-３号棟南側の広場にドッグランを設置し、ペット共生エリアを拡張する予定です。
※自転車置場及びトランクルームは、各棟1階にあります。

凡例

	今回募集住棟	P	平面式駐車場
	敷地境界線	PL	プレイロット
	エレベーター	▼	住宅出入口
	ゴミステーション	▽	駐車場出入口
	ロードヒーティング		

UR賃貸住宅におけるペット飼育のルール

UR都市機構では、誰もが（ペットを飼う人とペットを飼わない人、そしてペットが）快適に暮らせるペット共生住宅を目指し、飼育できるペットや頭数、大きさ等のルールを定めています。

※ペットの飼育にあたっては、都市機構が定める「ペット飼育規則」（24～26ページをご覧ください。）を遵守していただきます。

■犬または猫を飼育する場合の手続き

入居と同時に犬または猫の飼育を希望される場合は、住宅の申込み資格確認時または賃貸借契約の締結時までに、**必要書類を添えて「ペット飼育申請書」を提出**していただきます（必要書類については21・22ページをご覧ください。）。

※身体障害者補助犬法に定める盲導犬、聴導犬及び介助犬に関しては、住宅のお申込み時に「身体障害者補助犬使用に係る届出書」を別途提出していただきます。

■飼育できるペットの数、種類及び大きさ等

21・22ページをご覧ください。

■飼育規則の遵守

ペット飼育にあたっては、UR都市機構が定める**「ペット飼育規則」を遵守**していただきます。ペット共生住宅にご入居いただく方には、住宅の賃貸借契約締結時に、ペット飼育規則を遵守する旨の確認書を提出していただきます。

■入居後に犬または猫の飼育を希望される場合

入居後に飼育を希望される場合も、UR都市機構に飼育申請をしていただくことになり、必要となる書類は入居当初に飼育される場合と同じです（必要書類については21・22ページをご覧ください。）

■賃貸住宅の修繕義務

当該住宅においては、契約時にあらかじめUR都市機構が通知する修理細目通知書に記載されている部位及びお客さまの責めにより発生した汚破損滅失のほか、**ペット飼育に起因して発生した**賃貸住宅及びその設備機器または造作等の**汚破損等（爪若しくは歯等による引っ掻き傷、糞尿の飛散、匂いつけ行動その他飼育に伴う汚れ、臭いの付着、毛詰まり等）の修繕、取替え（消臭または消毒等を含む。）は、お客さまのご負担**で行っていただきます（退去時も同様です。）。

■各種処置等にかかる費用の負担等

犬または猫を飼育する場合の要件を満たすために必要となる**予防接種、マイクロチップの注入、避妊または去勢手術、各種書面の発行等にかかる費用につきましては、全てお客さまのご負担**となります。

また、犬または猫に対して行う各種処置については、獣医師とご相談のうえ、お客さまの責任において実施していただくことになります。UR都市機構は各種処置に関して一切の責任を負いかねます。以上の点につき、あらかじめご承知おきください。

■飼い主の心構え

ペットの飼育に関しては、飼育規則を遵守のうえ、**飼い主の方に責任を持って鳴き声、臭い等の迷惑防止、健康管理を行っていただきます。**特に犬または猫については、ほかの居住者の方々や近隣にお住まいの方々のご迷惑にならないよう、**しつけを行ってください。**

■住戸内及び共用部分でのマナー

ペット飼育規則により、ペットを飼育する場所は住戸室内に限定されており、**バルコニーや共用廊下などでペットを飼育することはできません。ペットの手入れ、ケージ等の飼育用具の清掃等も、住戸室内**で行ってください。また、ペット共生エリア内の階段室等の共用部分は居住者の皆さまでご利用いただきますので、ペットを伴う場合は、ほかの居住者の方々のご迷惑にならないよう十分に配慮してください。なお、**ペット共生エリア以外の屋外（広場、通路、駐車場等を含む。）でペットを同行させる場合は、ケージに入れ、**ほかの居住者の方々のご迷惑にならないよう十分に配慮してください。また、**ペット共生エリア以外の建物内（自転車置場、エントランス、エレベータ等を含む）へのペットの持込みは一切禁止しております**（緊急時を除き、ケージに入れても立ち入ることができません。）。

■外出の際のマナー

団地内だけでなく、散歩などのペットを伴う団地外への外出の際にもマナーをお守りください。**汚物の放置やリードを外してペットを遊ばせるなどの行為は、マナー違反**です。近隣にお住まいの方々に不快な思いをさせたり、不安感をあたえたりすることのないよう、十分に配慮してください。

犬及び猫については、１住戸につきいずれか１頭のみとさせていただきます。

犬 成犬時の体重が概ね10kg以下の大きさの犬1頭

犬については、成犬時の体重が概ね10kg以下の大きさであること、
狂犬病予防法に定める鑑札を受け、同法に従い予防注射を受けていること等が条件になります。
マイクロチップの注入及び避妊または去勢手術については、努力義務とさせていただきます（飼育開始時の条件ではありません。）。

住宅の申込資格の確認後に提出していただく書類

1 ペット飼育申請書

鑑札番号、狂犬病予防注射済票の番号などの必要事項を記入していただきます。
※狂犬病予防注射については1年以内に接種されたものを有効とさせていただきます。

2 大きさの条件を満たしていることが確認できる書面

血統書などの犬種を証する書面（下記に掲げる犬種に該当する場合）または獣医師の所見書

**3 狂犬病以外の感染症について
1年以内に実施した予防接種に関する証明書**

4 飼育できなくなった場合の引取人届

何らかの事情により、自ら飼育することができなくなった場合等のペットの引取人について提出していただきます。

大きさについて

以下に掲げる犬種は、一般に「成犬時の体重が概ね10kg以下の大きさ」であると認められることから、飼育を希望される犬がこれらに該当する場合は、その犬種であることを証する書面のご提出があれば、大きさの要件を満たすものとします。また、以下に該当しない場合や雑種の場合、犬種を証明する書面がない場合は、獣医師の所見書（UR都市機構の定める大きさの要件を満たしていることが確認できるもの）を提出していただきます。犬種については変更・追加になることがあります。

【ア】
アーフェンピンシャー
アイリッシュ・テリア
アメリカン・コッカー・スパニエル
イタリアン・グレーハウンド
イングリッシュ・コッカー・スパニエル
ウィペット
ウェスト・ハイランド・ホワイト・テリア
ウェルシュ・コーギー・ペンブローク
ウェルシュ・テリア
オーストラリアン・テリア

【カ】
キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル
キング・チャールズ・スパニエル
ケアーン・テリア
コーイケルホンディエ
コトン・ド・テュレアール

【サ】
シーズー／シーリハム・テリア
柴／シルキー・テリア
ジャーマン・ハンティング・テリア
ジャック・ラッセル・テリア
シェットランド・シープドッグ
シッパーキー／スカイ・テリア
スコティッシュ・テリア
スムース・フォックス・テリア

【タ】
ダックスフンド
（スタンダード・ミニチュア・カニーンヘン）
ダンディ・ディンモント・テリア
チワワ
チャイニーズ・クレステッド・ドッグ
チベタン・スパニエル
チベタン・テリア
狆／トイ・マンチェスター・テリア
トイ・プードル

【ナ】
日本スピッツ／日本テリア
ノーフォーク・テリア／ノーリッチ・テリア

【ハ】
パーソン・ジャック・ラッセル・テリア
パグ／バセンジー／パピヨン
ビーグル／ビジョン・フリーゼ
プチ・ブラバンソン／ブリュッセル・グリフォン
フレンチ・ブルドッグ／ペキニーズ
ベドリントン・テリア／ボーダー・テリア
ボストン・テリア／ポメラニアン／ボロニーズ

【マ】
マルチーズ／マンチェスター・テリア
ミニチュア・シュナウザー／ミニチュア・ピンシャー
ミニチュア・プードル／ミニチュア・ブル・テリア
メキシカン・ヘアレス・ドッグ

【ヤ】
ヨークシャー・テリア

【ラ】
ラサ・アプソ／レークランド・テリア／ローシェン

【ワ】
ワイアー・フォックス・テリア

ペットの種類・大きさ・手続き等

猫 成猫時の体重が概ね10kg以下の大きさの猫1匹

猫については、成猫時の体重が概ね10kg以下の大きさであること、
マイクロチップの注入及び避妊または去勢手術を受けていること等が条件になります。

住宅の申込資格の確認後に提出していただく書類

**1 ペット飼育申請書
マイクロチップのID番号などの
必要事項を記入していただきます。**

**2 避妊または去勢手術済を証する書面
または避妊または去勢手術を行うことが困難なことを証する書面**

**3 マイクロチップの注入済を証する書面
またはマイクロチップの注入を行うことが困難なことを証する書面**

4 誓約書

飼育を希望される猫について、UR都市機構の定める期日までにマイクロチップの注入や
避妊または去勢手術を受けられない場合（避妊または去勢手術について不要と判断された場合を除きます。）は、
入居後に必ず処置する旨の誓約書の提出が必要になります。

5 感染症について1年以内に実施した予防接種に関する証明書

6 飼育できなくなった場合の引取人届

何らかの事情により、自ら飼育することができなくなった場合等のペットの引取人について提出していただきます。

小動物 うさぎ、モルモット、ハムスター、りす、フェレット

小動物の飼育に関しては、一人で持ち運びができるカゴで飼育できる程度の大きさと数とし、**1住宅につきカゴ1個とします**。飼育にあたっては、室内から逃げ出すようなことのないようにご注意ください。※**書面の提出は不要です**。

その他 小鳥および観賞魚（金魚・熱帯魚など）を飼育することができます。

※**書面の提出は不要です**。

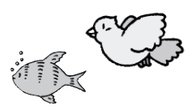

ペット共生住宅での飼育に関する疑問にお答えします

ペットの飼育にあたって、様々な条件を定めている理由。それは、あなたとあなたの大切なペット、そして団地にお住まいのすべての方や近隣にお住まいの方との心地よい関係を築くためです。ぜひ、このQ&Aのコーナーで、あなたのなぜ?を解決し、心地よい暮らしのためのご準備をお願いします。

犬および猫はなぜ概ね10kg以下の大きさなのですか?また、なぜ1頭(1匹)なのですか?

犬または猫の飼育にあたっては、緊急時に飼い主が飼育動物をコントロールできること、共用部分の広さ、近隣の環境に対する影響等を考慮して、成犬または成猫時に抱きかかえられる程度の大きさ(概ね10kg以下)とし、飼育できる頭数を1住宅につきどちらか1頭(匹)としました。

なぜ猫にマイクロチップの注入が義務化されているのですか?

「動物の愛護及び管理に関する法律」(平成25年8月改正)で動物の所有者は、その動物が自己所有であることを明確にするための努力をしなければならない旨が規定されています。猫については、犬のように法律等による登録・鑑札制度が整備されていないこともあり、1.飼育責任の自覚　2.個体識別の確実性・効率性　3.近隣にお住まいの方々への配慮の観点からマイクロチップの注入を義務化しました。

マイクロチップとはどういうものですか?

マイクロチップとは、個体識別を目的とした皮下埋め込み型の電子標識器具で、内部には固有のIDナンバーを書き込んだ超小型集積回路(IC)が封入されているものです。長さは11㎜～13㎜×直径2㎜程度のサイズで、表面は生体適合性ガラスで覆われ、体内移動を防止するための微細な凹凸が付いているものや、キャップがついているものなどがあります。データを読み取る際は、読み取り器(マイクロチップリーダー)を近づけると、読み取り器のディスプレイ上に、被識別動物のIDナンバーが表示され、個体識別が可能となります。

マイクロチップの注入処置はどこでおこなってもらうのですか?

獣医師に処置してもらいます。マイクロチップは滅菌済みの埋め込み機を使って猫や犬の背側頸部の皮下に注入されます。また、一度注入すると、途中で交換する必要はなく、ペットの生涯にわたってその機能を持続するとされています。なお、注入にかかる費用は動物病院やマイクロチップの製品によって異なりますので、処置を依頼する予定の動物病院に注入処置が可能かどうかも含めて事前にお問い合わせください。

なぜ猫には避妊または去勢手術が義務化されているのですか?

一般に、猫については犬のように条例等による係留義務が課せられていないため、みだりに繁殖することを防止する必要があります。また、これに加え、住宅内で猫を飼育するにあたっては、猫にみられる発情期特有の行動を抑制する必要があり、避妊または去勢手術はその抑制効果が大きく、実施率も高いことから、それを義務化することとしました。

ペットを飼う人と飼わない人とでは月額家賃等が違うのですか?

ペット共生住宅において、ペット飼育の有無により、お支払いいただく家賃等に違いはありません。

ペット飼育規則①

甲(賃貸借契約書の頭書に掲げる「甲」をいう。以下同じ。)は、賃貸借契約書第17条第１項の規定に基づき、乙(賃貸借契約書の頭書に掲げる「乙」をいう。以下同じ。)が、賃貸住宅(賃貸借契約書第１条に掲げる賃貸住宅をいう。以下同じ。)においてペットを飼育するに当たって、以下のとおり、ペット飼育規則(以下「本規則」という。)を定める。

■目 的

第１条　本規則は、乙が賃貸住宅においてペットを飼育するに当たって必要な事項を定めることにより、賃貸住宅のある団地(以下「団地」という。)及びその近隣の地域における良好な住環境を維持し、ペットとの適正な共生を確保することを目的とする。

■定 義

第２条　本規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一　ペット 次条第１項に定める動物をいう。

■飼育できる動物の範囲等

第3条　乙は、賃貸住宅において、小鳥及び魚類のほか、次に掲げる動物を飼育することができる。

一　犬

二　猫

三　小動物(うさぎ、モルモット、ハムスター、りす及びフェレットをいう。)

２　乙は、前項に掲げる動物を、業を目的として飼育してはならない。

３　乙は、犬または猫の飼育に当たっては、第７条に定める飼育申請手続を経て、甲の承認を得なければならない。

■犬または猫等の飼育頭数及び大きさ

第4条　乙は、犬または猫について、いずれか１頭を飼育することができる。

２　前項に掲げる飼育することができる犬または猫は、甲が、飼育申請時点において、成犬時または成猫時の体重がおおむね10kg以下の大きさのものとして認めたものとする。

３　前条第１項第３号に掲げる小動物の大きさ及び数は、当該小動物のすべてを乙が一人で持ち運びができるケージに入れて飼育できる程度とする。この場合において、小動物を飼育するケージの数は１住戸につき１個とする。

■飼い主の心構え

第5条　乙は、ペットを飼育するに当たり(この場合の乙を「飼い主」という。以下同じ。)、常に次の事項を心がけなければならない。

一　団地の居住者(以下「団地居住者」という。)及び近隣住民の生活を尊重し、良好な住環境の維持向上を図ること。

二　ペットの習性、本能等を理解するとともに飼い主としての責任を自覚し、ペットのしつけを行うこと等により、飼育するペットとの適正な共生を図ること。

三　法令、条例等に定められた飼い主の義務を遵守すること。

四　本規則及び甲の指示、指導を遵守すること。

■遵守事項等

第6条　飼い主は、ペットを飼育するに当たり、次の各号に掲げる事項を守り、ペットを適正に飼育しなければならない。

一　基本的事項

イ　ペットは、賃貸住宅の室内(以下「住戸」という。)で飼育しなければならず、ペットを自由に外出させ、またはバルコニー、共用廊下等において飼育し、若しくは放置しないこと。

ロ　ペットの鳴き声や糞尿等による団地居住者及び近隣住民等への損害または迷惑の防止に努めること。

ハ　住戸以外の場所で、動物にえさや水を与え、または排泄をさせないこと。

ニ　ペットを常に清潔に保ち、疾病の予防、衛生害虫の発生防止及びペットの健康管理を行うこと。

ホ　ペットの飼育に起因して、団地居住者、近隣住民等若しくは賃貸住宅、附帯施設及びこれらの敷地に汚損、破損が発生した場合または団地居住者若しくは近隣住民等に傷害等を与えた場合は、損害賠償その他の責任を負うとともに誠意をもって解決を図ること。

ヘ　地震、火災等の非常災害時には、ペットが近隣住民または団地居住者等に危害を及ぼさないように留意するとともに、ペットの保護に努めること。

ト　飼い主は、ペットを自己の責任において飼育し、自己の都合により遺棄しないこと。やむを得ず飼育をやめる場合または第９条第２項若しくは第10条第３項の規定に基づきペットの飼育を禁止された場合は、犬または猫にあっては第７条第１項第１号ハまたは第２号ニの規定に基づき甲に届け出た引取人に引取らせ、これにより難い場合は新たな引取人を探す等しなければならないものとし、その他のペットにあっては自らの責任において引取人を探しこれに引き取らせる等すること。

チ　ペットが死亡した場合は、適切な処置を行うこと。

ペット飼育規則②

ニ　団地居住者等への配慮事項

イ　住戸の外で、ペットの手入れ若しくはケージ、ブラシその他の飼育用具等の清掃をし、またはトイレ用の砂の乾燥を行わないこと。

ロ　ペットの手入れまたは飼育用具等の清掃等を行う場合は、必ず窓を閉める等して毛の飛散を防止するとともに、汚物を衛生的な方法により適切に処理すること。

ハ　やむを得ずペットが住戸の外で排泄をした場合は、糞便を必ず持ち帰るとともに、排泄した場所または排泄物を衛生的な方法により、適切に清掃、消臭等し、または処理すること。

ニ　ペットを伴って住戸の外に出るときは、ペットの行動を制御できるようにするとともに、住棟内共用部ではペットをリードで結びペットを抱きかかえる、又はケージに入れること。なお、別添配置図（P19)の「ペット共生エリア」では、ペットをリードで結ぶ、又はケージに入れることとし、「ペット共生エリア」外の団地内では、必ずペットをケージに入れること。

2　犬または猫の飼い主は、前項各号に定める事項のほか、併せて次の各号の事項を守り、犬または猫を適正に飼育しなければならない。

一　犬の飼育に当たっては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第４条第２項に基づく登録を受け、同条第３項に基づき鑑札を着けていること、かつ、自己の所有であることを明らかにするため犬にマイクロチップを注入するよう努めること。猫の飼育に当たっては、自己の所有であることを明らかにするため、猫にマイクロチップを注入すること。

二　団地居住者及び近隣住民等に対しての損害または迷惑を防止するため、犬にあっては避妊または去勢の手術を行うよう努め、猫にあっては避妊または去勢の手術を行うこと。

三　犬について、狂犬病予防法第５条の規定に基づき狂犬病予防注射を受けさせること、及び犬または猫について、健康診断を受診するよう努めること。

四　犬または猫の飼育に当たっては、集合住宅での飼育に適するしつけを充分に行うこと。

五　犬または猫を伴ってエレベーターを利用する場合は、抱きかかえるか、端に寄せ飼い主が同乗者との間に入る等、他の利用者への配慮を行うこと。

六　犬または猫が死亡した場合及び飼い主の都合により飼育をやめる場合は、甲に届け出ること。

■飼育申請等手続

第7条　乙は、犬または猫の飼育を希望する場合は、大きさ、頭数その他甲が定める条件を満たしていることが確認できるよう、次に定める書類を添えて、甲が別に定めるペット飼育申請書に必要事項を記載の上、甲に提出しなければならない。ただし、第１号ロまたは第２号イ、ロ若しくはハに掲げる書類について、当該書類により証明される事項をやむを得ない事情により行うことができない場合は、その旨を証する書類をもって、これに代えることができるものとする。

一　犬を飼育する場合

イ　獣医師の所見書（ただし、甲が別に定める犬種を飼育する場合にあっては、血統証明書その他当該犬種であることを証する書面の写し）

ロ　狂犬病以外の感染症について一年以内に実施した予防接種に関する証明書またはその写し

ハ　やむを得ず飼育ができなくなった場合の引取人の届出

二　猫を飼育する場合

イ　感染症について一年以内に実施した予防接種に関する証明書またはその写し

ロ　マイクロチップの注入を受けていることを証する書面またはその写し

ハ　避妊または去勢の手術を終えていることを証する書面またはその写し

ニ　やむを得ず飼育ができなくなった場合の引取人の届出

2　甲は、前項の提出書類により犬または猫が条件を満たしていることが確認できたときは、登録証を発行するものとし、当該登録証をもって飼育の承認に代えるものとする。

3　前項の場合において、甲または甲の指定する者が講習会を開催するときは、乙はこれに参加しなければならない。

4　乙は、犬または猫の死亡その他の理由により犬または猫の飼育を中止しようとするときは、甲が別に定める書面により、甲に届け出なければならない。

ペット飼育規則③

■犬または猫の飼育の表示

第8条　犬または猫の飼い主は、第７条第２項の規定に基づき甲が発行する犬または猫の登録証を、玄関扉に近接する見やすい箇所に貼付しなければならない。

■未申請動物に対する措置

第9条　甲は、第７条に定める飼育申請手続を経ていない犬または猫の飼育を発見した場合は、当該犬または猫の飼い主に対して、飼育申請手続を経るよう指導するものとする。

2　甲は指導に従わない飼い主に対し、指導に従うよう勧告し、当該飼い主が勧告に従わない場合は、当該飼い主に対し、犬または猫の飼育を禁止することができる。

■違反者に対する措置

第10条　甲は、犬若しくは猫の飼い主が本規則に違反したときまたは飼育する犬若しくは猫が団地居住者若しくは近隣住民等へ損害を与えたとき若しくは迷惑行為を生じさせたときは、当該飼い主に対し、飼育方法の指示若しくは指導または警告等を行うことができる。

2　甲は、小鳥、魚類若しくは小動物の飼い主が本規則に違反したときまたは飼育する小鳥、魚類若しくは小動物が団地居住者若しくは近隣住民等へ損害を与えたとき若しくは迷惑行為を生じさせたときは、当該飼い主に対し、是正または改善に必要な指示若しくは指導または警告等を行うことができる。

3　甲は、前項の指示若しくは指導または警告等に従わない飼い主に対し、ペットの飼育を禁止することができる。

4　甲は、前項の飼育禁止にもかかわらず飼い主がペットの飼育をやめない場合は、賃貸借契約書第19条の規定に基づき、賃貸住宅の賃貸借契約を解除し、または賃貸借契約の更新を拒絶することができる。

■事業者に対する措置

第11条　甲は、賃借人が事業者である場合は、当該事業者に対し、当該事業者が従業員（当該事業者から賃貸住宅の貸付けを受けた当該事業者の従業員をいう。以下本条において同じ。）に対し第９条第２項または前条第２項、第３項に規定する措置を講ずることを求めることができる。

2　甲は、前項の規定により事業者に対し前条第３項に規定する措置を講ずることを求めたにもかかわらず従業員がペットの飼育をやめない場合は、賃貸借契約の規定に基づき賃貸住宅の賃貸借契約を解除し、または賃貸借契約の更新を拒絶することができる。

■身体障がい者補助犬の適用除外

第12条　乙が、賃貸住宅において、身体障がい者補助犬法（平成14年法律第49号）第２条第１項に規定する身体障害者補助犬を使用する場合は、本規則は適用しない。

■規則の改正

第13条　本規則の改正は、甲が行う。

住宅設備・仕様①

※住宅タイプにより、機種の相違及び設置されていないタイプもあります。
※掲載のイラストは ＵＲ 都市機構の標準的な例であり実際とは多少異なります。

快適性　ハイクオリティーを求めた設備アイテム

ビルトインコンロ

3つのバーナーとグリルでお料理の幅も広がります。お掃除の楽なホーロートッププレートです。立ち消え安全機能及び過熱防止装置付です。

自動お湯張り機能

スイッチひとつで自動でお湯張りを行えます。お湯の張り過ぎ沸かし過ぎがありません。

多機能便器

暖房便座や温水洗浄等の機能付きで快適にトイレタイムが過ごせます。

大型機器用コンセント

電子レンジやコンベック等に使用できます。100ボルト専用コンセントとなっています。

※単相200ボルトにも切り替えできます。
"※大型機器用コンセント"と表示してあります。

給湯暖房機

冬場でもキッチンと浴室でお湯を同時に使用しても快適にお使いいただけます。

シャワーセット（サーモスタット付）

サーモスタットで湯温を一定に保ち、快適シャワーでバスタイムを楽しくします。夏はぬるめに、冬はちょっと熱めにと調節も自在です。

網戸

主な窓には網戸を設置しています。

エアコン用コンセント

コンセントは、単相100ボルト20アンペア以下のエアコンが取り付けられます。

※単相200ボルトにも切り替えできます。
"※大型機器用コンセント"と表示してあります。

シングルレバー混合水栓

レバー1本で湯温と水量を調整できるので、とても便利です。

洗髪機能付洗面化粧台

洗髪ができる洗面化粧ユニットです。お出かけ前のシャンプーも、服を着たまま気軽にできます。サーモスタットで温度を自動調節。ワイドな洗面ボールは、洗髪以外にも使えてとても便利です。鏡、小物棚が付いています。

クッションフロア

水こぼれや小さなほこりなどのお掃除も簡単。ひざにも優しいクッションタイプです。

マルチメディアコンセント

電話・テレビ・コンセントが各居室に設置されています。

給湯器リモコン（浴室）

お湯張りから、追い焚き、保温まで、スイッチひとつで操作できます。

ファンコンベクター

リビングダイニングや居室に設置しています。冬でも暖かくお過ごしいただけます。

二重サッシ

外側はアルミ（単板）、内側は樹脂（ペアガラス）の二重サッシを採用。高い暖房、防音効果を発揮します。

ホタルスイッチ

スイッチを切ると内蔵されたランプが灯り、暗くても位置がわかります。

安全&安心　安全への配慮、バリアフリーへの配慮

オートドアロック

お住まいのお客様はキーによって出入りしますが、外部の人は勝手に住棟内に立ち入ることができないようになっています。来訪者は、住棟入口にある集合玄関機のボタンで訪問先を呼び出し、インターホンの通話によって在宅者が室内からの操作で解錠すると、ドアは自動的に開きます。

モニター付住宅情報盤（ハンズフリー）

非常時、火災時に警報音・音声合成音・表示ランプで知らせます。また、モニターで玄関の来訪者を確認し、インターホン（ハンズフリー）で通話することができます。

手すりの設置

お年寄りの方が安心して暮らせるように、トイレや浴室に手すりを設置しました。

防犯カメラ

風除室、1階エレベーターホール、エレベーターかご内に設置することにより、防犯やいたずらに対する抑止効果を発揮します。

過電流警報機能付分電盤

電気の使用状態を監視し、住宅情報盤にレベルを表示するとともに、使いすぎを音で知らせます。40Aまで契約可能です。

トイレコール・バスコール

緊急時にボタンを押して家人に異常を知らせることができます。

住宅設備・仕様②

※住宅タイプにより、機種の相違及び設置されていないタイプもあります。
※掲載のイラストはＵＲ都市機構の標準的な例であり実際とは多少異なります。

充実機能　収納スペースも豊富に確保

玄関収納

靴の収納など整理整頓に便利です。

物入

ホールまたは居間に収納空間を設けました。

トランクルーム

各棟1階に全戸分のトランクルームが付いています。季節用品などをすっきり収納できます。

クローゼット

洋服が収納できる便利なハンガーパイプ付きの物入です。

情報通信　マルチメディア設備

インターネット設備

CATV方式（J:COM）での高速インターネット利用可能方式を表現しています。インターネットをご利用になるためには、サービス提供事業者との契約が必要となります。

J:COM札幌（0120）999-000

BSアンテナ

24時間衛星放送を楽しめるパラボラアンテナを設置しています。

※専用チューナーの設置及び各放送事業者との受信契約（有料）は、ご自身で行っていただきます。

CATV

通常の放送（無料）はもちろんのこと、多彩なサービス（有料）が楽しめます。

高品質　居住性を高める優れた基本構造

屋上・外壁等の断熱材

外気に接する屋根や壁、1階または2階の床下などに一定の厚さの断熱材を張り付けることによって、温度差を無くし、カビの原因にもなる結露を抑制します。もちろん暖房・冷房の省エネルギーにも優れています。

共用設備　快適な暮らしをサポートする環境&設備

宅配ボックス

留守のときにも荷物を受け取ることができる宅配ボックス。安心してお出かけになれます。

集会室

当団地の1-2号棟及び、新木の花団地3-2号棟には、集会室が設置されています。集会室は、当団地の入居者の皆様が利用することができます（有料）。集会室利用の予約は、管理サービス事務所にて受け付けます。
なお、1-2号棟集会室については、今後改修工事予定のため、利用可能となりましたら、お知らせいたします。

特記事項① ※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

◆UR都市機構の団地の管理について

ＵＲ都市機構の団地管理の組織として、本社及び各本部等に住宅経営部等があり、その下に地域別に一定の範囲の団地を管理する住まいセンターを設置しています。入居者の皆様と直接つながりのあるほとんどの事柄は、住まいセンターが対応します。また、隣接する新木の花団地〈3-2号棟〉には、管理サービス事務所が設けられており、団地を巡回する管理主任や窓口案内者（ゆあ～メイト）が皆様の直接の窓口となります。

※ＵＲ都市機構は管理業務の一部を業務委託により実施しています。

◆サンラフレ平岸1-1、1-2号棟について

■周辺の用途地域について

当団地の周辺は、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域となっております。

■騒音・振動・臭気等について

○当団地においては、今後引続き住宅等の改修工事が行われます。このため工事騒音、振動、工事車両の通行及び道路の交通規制等でご迷惑をお掛けすることがあります。
○開閉器室、エレベーター、エントランス及び階段室等に隣接（近接）する住宅については、騒音、振動等が発生する場合があります。
○当団地は、市道に面しているため、騒音等の発生が予想されます。
○ゴミステーションに隣接（近接）する住宅については、臭気が発生する場合があります。
○入居後、空家補修工事や修繕工事が行われる場合があります。このため、騒音や振動等が発生する場合があります。
○敷地内の空地で新たに駐車場等を設置する場合等は、騒音、振動及びほこりが発生する場合があります。

■集会室について

当団地の1-2号棟及び、新木の花団地3-2号棟には、集会室が設置されています。集会室は、当団地の入居者の皆様が利用することができます（有料）。集会室利用の予約は、管理サービス事務所にて受け付けます。
なお、1-2号棟集会室については、今後改修工事予定のため、利用可能となりましたら、お知らせいたします。

■駐車場について

ご利用希望の場合は、当団地内または新木の花団地内の既設の有料駐車場の空き車室をご案内いたします。

■屋内自転車置場について

自転車置場は、各棟1階に概ね1戸あたり1台程度の自転車置き場を設けています。なお、オートバイ置場は、設置しておりません。

■迷惑駐車の禁止について

駐車の際は必ず所定の団地内駐車場をご利用ください。周辺道路への路上駐車は大変迷惑となり、事故にもつながるため大変危険です。

■防犯カメラについて

今回募集住棟は、皆様の生活をより安全なものとするために、建物内の１階エレベーターホール、エレベーターかご内および風除室に防犯カメラを設置しています。

■敷地内及び建物内の立入り検査について

○電気、ガス、電話、給排水等の諸施設の整備・点検及び清掃等のため、各事業者等が敷地内及び建物内に立入りますので、あらかじめご了承ください。
○その他、ＵＲ都市機構が管理上必要と認める点検について、住戸内に立入る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■団地内通行について

入居者の皆様以外の方が団地敷地内を通行及び利用することがあります。

■共用部分の利用について

○バルコニー、共用廊下、エントランス等共用部分の利用にあたっては、近接する住宅や建物への騒音、振動及び飲食・喫煙等による利用上のトラブルが起きないように十分配慮してください。
○住宅の屋外共用部分につきましては、ＵＲ都市機構の許可なく物品を放置することは禁止しています。

特記事項② ※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

■バルコニーについて

○日常の維持管理については、当該住宅にお住まいの方に行っていただきます。
○バルコニーは緊急時の避難経路ですので、衝立、物置、温室等、避難時の通行を妨げるものは設置できません。また、落下事故防止のため、バルコニーの壁面より外側に布団・洗濯物等を干したり、手摺の上、または外側に植木鉢等を置くことはできません。
○布団・洗濯物等を干す場合は、バルコニーに設置されている物干し金物をご利用ください。
○バルコニーで植物を育てる場合には、つる等が隣接住宅の迷惑にならないようにしてください。
○バルコニーで、焚火、花火及びバーベキュー等の火気や煤煙の発生を伴う行為は禁止されています。
○バルコニーにおいてペットを飼育、若しくは放置することはできません。

■オートドアロックについて

当住棟は、オートドアロックシステムを採用しております。来訪者が建物入口にある集合玄関機のボタンで訪問先を呼び出し、インターホンの通話と画像確認によって在宅者が室内からの操作で開錠すると、建物入口のドアが自動的に開きます。ただし、不法侵入者を完全に排除するシステムではありません。

■宅配ボックスについて

当住棟１階風除室に宅配ボックスを設置しています。この宅配ボックスは、お住まいの方が不在時でも届いた荷物を預かることができ、お住まいの方がいつでも取り出せる自動受け渡しシステムです。これらの維持管理に係る費用については、共益費に含まれています。ご利用方法は別途ご案内いたします。

■エアコン用スリーブについて

当住棟に設置されているエアコン用スリーブは80φとなっております。製品により使用できないものがございますのでご注意ください。

■エアコン室外機置場について

配管スペースの保守管理上、室外機設置位置を指定している場合があります。指定場所に設置してください。尚、共用廊下には設置できません。

■消防設備の点検について

○消防法に基づき、各住宅内に自動火災報知設備（火災感知器等）を設置しており、年２回の点検が必要となります。点検・改修に際しては、作業員が住宅内に立入りますので、あらかじめご了承ください。
○消防法に基づき共用廊下に消火器を設置しており、年２回の点検が必要になります。点検の際には、作業員が住棟内に立入りますので、あらかじめご了承ください。
○今回募集住棟の一部のバルコニーには、非常時に階下に避難する際に使用する避難ハッチ等が設置されており、年２回の点検が必要となります。点検に際しては、作業員が住宅内に立入りますので、あらかじめご了承ください。

■浴槽について

浴槽フタは付いておりません。

特記事項③ ※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

◆ご入居にあたって

■引越しについて

団地内通路およびエレベーターの都合上、使用車両、引越しルート、時間等についてご協力をお願いする場合があります。また、引越し車両は4トン車以下（ロング可）のものを使用していただきます。

■ゴミ収集方法について

入居後の日常生活で発生したゴミはＵＲ都市機構の指定するゴミステーションにお出しください。ゴミの分類等は、札幌市の定める出し方に従って出していただきます。

■入居時の大量のゴミ処理について

入居時に発生する大量のゴミ等については、お住まいの方ご自身で処理していただきます。

■携帯電話について

携帯電話は、通信各事業者それぞれの通信システムで運用されています。したがって、事業者が設置する通信中継設備の位置及び電波状況等によっては、団地内または建物内での使用において通信が不能となる場合があります。

◆集合住宅での共同生活のご注意

■漏水のご注意

完全防水を施しているのは浴室だけです。玄関・バルコニー等、浴室以外の場所で水を流すと階下に漏水する恐れがありますので、ご注意ください。

■生活音や振動について

集合住宅では、隣接する住宅・上下階の住宅の間で、生活音や振動のトラブルが生じることがあります。衝撃音に対する遮音性能を有していても、コンクリートは音や振動に敏感です。音に対するトラブルを予防するために、お互いにご注意ください。

◆その他

○暴力団・暴力団関係者のＵＲ賃貸住宅へのご入居はお断りしております。また、ＵＲ賃貸住宅を暴力団事務所として使用することは禁止しております。なお、ご契約時に反社会的勢力ではないこと等に関する表明確約書に署名・捺印をいただきます。

○今回募集において、ＵＲ賃貸住宅の近居割などの各種制度、キャンペーン制度、ＵＲ賃貸住宅からの住替えによる敷金引継制度は対象外となります。あらかじめご了承ください。

住宅設備等①

※工事の進捗状況により、設置箇所等に若干の変更等がある場合があります。
※住宅タイプにより、機種の相違及び設置されていないタイプもあります。

■給湯設備

キッチン、浴室、洗面化粧ユニットへ給湯できます。また、浴槽のお湯を加熱（追い焚き）することができます。

■冷暖房等設備

○暖房設備はガスを熱源とする温水式ファンコンベクターを間取図記載の箇所に設置しています。

○1LDKはリビング・ダイニング・キッチンに、2LDK及び3LDKはリビング・ダイニングにエアコン用コンセント(専用回路、20アンペア以下のエアコンが使用できます。また、電圧を100ボルトから200ボルトに変更可能です。200ボルトへの変更に際しては、入居者の皆様のご負担となり、ＵＲ都市機構の承諾が必要となります。)及び室内機器取付用インサートまたは補強下地、配管用スリーブを設置しています。

○配管用スリーブにエアコン配管を貫通させる際は、耐火性能を有するパテ等で埋めてください。

○当住棟に設置されているエアコン用スリーブは80φとなっております。製品により使用できないものがございますのでご注意下さい。

■ガス設備

○ガスは都市ガス（13A）です。

○ビルトインコンロ（３口バーナー、ホーロートッププレート・グリル付き）を設置しています。汚損・破損に伴う設備機器の修理または取替えについては、当該住宅にお住まいの方の負担となります。また、取替えに際しては、ＵＲ都市機構の承諾が必要となります。

■換気設備

○住戸換気設備（台所レンジフードは除く）は、給気・排気ともに第１種換気を導入しており、顕熱交換型の熱交換方式をとっています。給気口はリビング・ダイニング、洋室クローゼットに、排気口は洗面脱衣室、トイレ、浴室に設置しております。

※第１種換気：給気と排気を機械換気で行うシステム。
※顕熱交換型：排熱する空気から熱を戻して給気するシステム。

■給水設備

直結増圧方式により給水を行っています。

■電話設備

○リビング・ダイニング、リビング・ダイニング・キッチン及び主な居室に電話コンセント（モジュラージャック式）を設置しています。

○電話回線の使用にあたっては、お住まいの方ご自身にて、通信事業者にお申し込みを行っていただきます。

○電話回線の使用にあたり発生する費用については、すべてお住まいの方の負担となりますのでご了承ください。

■住宅情報設備

○各住宅にモニター付住宅情報盤（ハンズフリータイプ）を設置しています。セキュリティ情報を表示するほか、インターホンとして玄関ドアホンとの通話ができます。

○各住宅にトイレコールボタン、バスコールボタンを設置しています。ボタンを押すことにより、家人に異常を知らせます。

○各住宅に火災感知器等を設置しています。火災時には、住宅情報盤に警報音、音声合成音、表示ランプで知らせます。

■電気容量等

○契約容量は当初15～30アンペアですが、最大契約容量40アンペアまで増量できます（アンペア数値は100ボルトの換算値です。）。

○各住宅にエアコン用コンセント、キッチン大型機器用（電子レンジ等）コンセントを設置しています。

○各住宅に過電流警報（ピークアラーム）機能付分電盤を設置しています。住宅情報盤に電気の使用状況を表示するとともに使い過ぎを音で知らせます。

※当初契約容量は住戸によって異なります。

住宅設備等②

※工事の進捗状況により、設置箇所等に若干の変更等がある場合があります。
※住宅タイプにより、機種の相違及び設置されていないタイプもあります。

■テレビ受信設備

○リビング・ダイニング、リビング・ダイニング・キッチン等の主な居室にはテレビコンセントを設置しています。
○当団地ではJ:COM札幌のCATVに接続しており、CATVによる地上デジタル放送、FM放送は無料で受信できます（NHKの受信契約は別途必要となります。）。その他のCATVによる有料放送をご覧になる方は、別途、J:COM札幌と直接の契約（有料）が必要となります（詳細はお問合せ先にご確認ください。）。

お問い合わせ先：
J:COM札幌 (0120)999-000
○当団地には、BSアンテナが設置されており、衛星放送が受信できます。なお、BSデジタル放送の一部チャンネルを視聴する際は、各放送事業者と別途受信契約（有料）が必要となる場合があります。

■インターネット設備

インターネット設備
CATV方式（J:COM）での高速インターネット利用可能方式を表現しています。インターネットをご利用になるためには、サービス提供事業者との契約が必要となります。
J:COM札幌 (0120)999-000

光配線
光配線方式（FTTH）でインターネット接続が可能です。物件によっては一部住棟のみ接続可能な場合もあります。詳しい契約、サービス内容につきましては、各サービス提供事業者までお問い合わせください。
NTT東日本（Bフレッツマンションタイプ）
(0120)116-116

■電力の小売全面自由化への対応について

電力小売全面自由化により、お住まいの方が小売電気事業者を自由に選択できるようになっております。電気のご契約に当たっては、お住まいの方ご自身にて、小売電気事業者にお申込みください。
なお、小売電気事業者の登録一覧が資源エネルギー庁のHPに掲載されており、各事業者の供給予定地域の情報も掲載されています。
お問い合わせ先：
資源エネルギー庁相談窓口ホットライン
03-3501-5306
9：30～18：15（土日祝日、年末年始を除く）

■ガスの小売全面自由化への対応について

ガス小売全面自由化により、お住まいの方が小売ガス事業者を自由に選択できるようになっております。ガスのご契約に当たっては、お住まいの方ご自身にて、小売ガス事業者にお申込みください。
小売ガス事業者によっては、ご入居時のガス開栓作業に日数を要する場合がございますので、事前に各事業者にご確認ください。
なお、小売ガス事業者の登録一覧が資源エネルギー庁のHPに掲載されており、各事業者の供給予定地域の情報も掲載されています。

お申込みからご入居まで①

ＵＲ賃貸住宅のお申込みからご入居までの流れは、概ね以下のとおりです。
お申込みは、このパンフレットにとじ込みの「ＵＲ賃貸住宅入居申込書」に必要事項をご記入のうえ、郵送でお申込みください。インターネットでお申込みいただく場合は、https://www.ur-net.go.jp/chintai/sunrafrehiragishi/にアクセスしていただき、ホームページ上の案内に沿ってお申込み手続きを行ってください(お申込みいただくには、事前にユーザー登録が必要です。)。なお、お申込みは、一世帯につき、１回(１戸)に限ります。

※以下のスケジュールは変更される場合があります。なお、当選者の方には、後日詳細なスケジュールをお知らせいたします。

① お申込み（郵送・インターネット申込）

令和5年1月27日(金)～令和5年1月31日(火)

■お申込みにあたっては、申込住宅をご確認いただけませんので、あらかじめご承知おきください。
■**郵送申込は、申込期間中に投函されたもので、令和5年1月31日(火)までに、UR都市機構東日本賃貸住宅本部北海道エリア経営センターに到着したもの、インターネット申込は、申込期間初日の午前0時から最終日の23時59分までにお申込みされたものが有効です。**
●**郵送申込について➡35ページ**

抽選番号のお知らせ

■抽選番号は、申込者全員に抽選日までに「ＵＲ賃貸住宅抽選番号通知書」により、郵送でお知らせします。

② 公開抽選

令和5年2月8日(水) 午前10時から

ＵＲ都市機構 東日本賃貸住宅本部 北海道エリア経営センターにて公開抽選を行います。
(抽選結果は午後5時頃、インターネット、ＵＲ北海道住まいセンターに掲示します。)

抽選結果のお知らせ・資格確認のご案内

■ＵＲ都市機構の定める方法により公開抽選を行い、当選者及び補欠当選者を決定します。
●**抽選について➡39ページ**
■抽選の結果は、申込者全員に「ＵＲ賃貸住宅抽選結果通知書」により郵送でお知らせします。
なお、抽選日当日の午後５時頃、ＵＲ都市機構ホームページに当選番号を掲載します。
※当落に関するお電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

③ 資格確認

令和5年2月19日(日)必着

■当選及び補欠当選された方に、資格確認に必要な書類などのご案内をお送りします。
■当選者の方には、申込資格確認のため必要な書類を令和5年2月19日（日）までに提出していただきます。
●**資格確認について➡39ページ**

ご契約・入居説明会などのご案内

■URが資格確認及び**駐車場の公開抽選**を行ったのち、資格を有する方については、住宅内覧会や契約等についてのご案内をお送りいたします。
●**資格確認について➡39ページ**

④ 住宅内覧会

令和5年3月4日(土)・5日(日)

■現地にて、当選された住宅をご覧いただきます。
■入居を辞退する場合には**3月8日(水)**までに辞退届をご提出ください。

⑤ ご契約・入居説明会

令和5年3月12日(日)

■ＵＲ都市機構の指定する会場にご来場いただき、賃貸借契約の締結などを行います。
■ご契約された住戸の鍵をお渡しします。ただし、入居開始可能日までご利用いただけません。
●**契約について➡40ページ**
●**入居説明会について➡40ページ**

鍵の引渡し

⑥ ご入居

令和5年3月17日(金)〈奇数階〉 令和5年3月24日(金)〈偶数階〉(入居開始可能日)

■入居時期は、工事等の進行状況により変更になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
■家賃等は入居開始可能日より発生します。
■引越しの混雑状況によっては引越し日の調整をしていただく場合がございます。

お申込みからご入居まで②

■郵送申込について ※現地でのお申込みは受付しておりませんのでご注意ください。

個別の住宅を指定するお申込みとなっております。

①申込資格の確認 申込資格を全て備えていますか？
➡ 36・37ページをご覧ください。

No → **残念ながらお申込みいただけません。**

Yes

②申込住宅の選択 ご希望の住宅をお選びください。
➡ 11～18ページをご覧ください。

③基準月収額以上の収入または基準貯蓄額以上の貯蓄がありますか？（家賃等の一時払い制度をご利用の方は除く。）
➡ 36・38ページをご覧ください。

No → **残念ながらお申込みいただけません。**

Yes

④申込書の記入 必要事項をすべてもれなくご記入ください。
➡ 41、42ページをご覧ください。

⑤申込書の投函 申込書をのりづけし、84円切手を貼って申込期間中に投函してください。

つぎの方がお申込みいただけます①

申込資格

入居申込みにあたっては、次の５つの条件を全て備えていることが必要です。

1 日本の国籍を有する方、またはＵＲ都市機構が定める資格を有する外国籍の方で継続して自ら居住するための住宅を必要とする方。なお、申込本人が「自ら居住」できない単身赴任者の場合については、次ページに記載の条件を満たしていればお申込みができますので、ご参照ください。

＜資格を有する外国籍の方とは＞

賃貸借契約の内容を十分理解できる方で次のいずれかに該当する方をいいます。

（1）「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）第22条第２項もしくは第22条の２第４項の規定により永住許可を受けた方、または、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成元年法律第79号）附則第２項の規定により永住者としての在留資格を有する方。

（2）「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成３年法律第71号）第３条、第４条及び第5条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する方。

（3）上記（1）または（2）に該当する方のほか、「出入国管理及び難民認定法」第19条の３に規定する中長期在留者または同法別表第１の上欄に掲げる外交もしくは公用の在留資格を有する方。

2 単身者もしくは現に同居し、または同居しようとする親族のある方。詳しくは親等図をご覧ください。

3 入居者全員が、ＵＲ都市機構の定める入居開始可能日から１か月以内に入居でき、かつ、物件内で円満な共同生活を営むことができること。

親等図

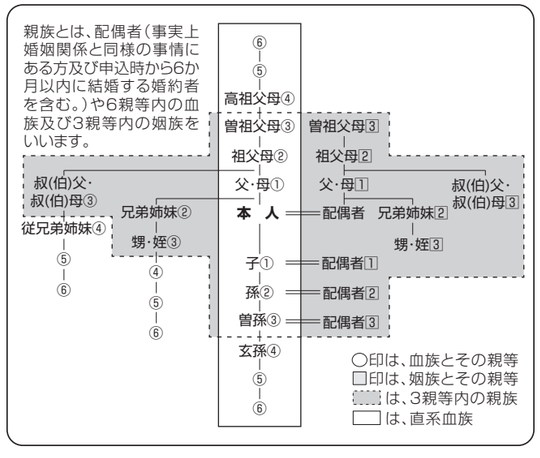

4 申込本人を含めた同居世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。）または次の（1）～（4）に該当する者ではないこと。

※賃貸住宅の契約にあたり、該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

（1）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員を利用するなどしている者。

（2）暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者。

（3）暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

（4）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

暴力団・暴力団関係者のＵＲ賃貸住宅へのご入居はお断りしております。また、ＵＲ賃貸住宅を暴力団事務所として使用することは禁止しております。

5 平均月収額が基準月収額以上ある方、または貯蓄額が基準貯蓄額以上ある方。

＜平均月収額とは＞

平均月収額とは、給与収入、事業所得、不動産所得及び雑所得（年金・恩給等）等の現時点における継続的な所得のうち、課税の対象となっているものの過去１年間の合計額を12で割った額をいいます。

＜基準月収額とは＞

８ページ「募集住宅一覧表」中の「基準月収額」欄をご覧ください。

＜貯蓄額とは＞

貯蓄額とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む）等の預貯金の合計額をいいます。

＜基準貯蓄額とは＞

８ページ「募集住宅一覧表」中の「基準貯蓄額」欄をご覧ください。**なお、申込本人の平均月収額や貯蓄額が、基準月収額や基準貯蓄額に満たない場合でも、38ページ「所得の基準について」に記載の条件を満たしていればお申込みができますので、ご参照ください。**

また、上に定める収入及び貯蓄に関する要件を問わず、お申込みができる「家賃等の一時払い制度」もあります。詳しくは38ページをご覧ください。

※過去にＵＲ都市機構（旧公団）の家賃等を滞納するなどにより、当機構及びその承継者に対し、未払金がある方は申込みできません。また、過去にＵＲ都市機構（旧公団）において契約違反があった方についてもご契約をお断りする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

つぎの方がお申込みいただけます②

「自ら居住」するための住宅について

ＵＲ都市機構の住宅や宅地（旧公団が分譲または賃貸により供給したものを含む）を所有または賃借している場合

ＵＲ都市機構の分譲住宅や宅地を所有している方、ＵＲ都市機構の賃貸住宅や宅地を賃借している方でも、今回募集住宅への入居申込みをしていただけますが、以下の２点にご注意ください。

１ＵＲ賃貸住宅を賃借している方（同居予定者が賃借している場合も含みます。）が当選された場合、今回募集住宅にお住まいいただく条件として、今回募集住宅の入居開始可能日から１か月以内に現在お住まいの住宅を解約し、退去していただく必要があります。なお、現在お住まいの住宅と今回募集住宅とは、賃貸借契約が異なるため、多少の家賃等支払いの重複期間が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

２制約期間中の当機構の住宅や宅地を所有している方（同居予定者が所有している場合も含みます。）、当機構の宅地を賃借している方（同居予定者が賃借している場合も含みます。）が当選された場合、今回募集住宅にお住まいいただく条件として、現在所有している住宅、宅地、または宅地に係る定期借地権を、あらかじめ当機構の承諾を得た上で、今回募集住宅の入居開始可能日から１年以内に譲渡していただく必要があります。なお、この当機構の承諾は、譲渡についてやむを得ない事情がある場合に限られます。

＜制約期間中とは＞

分譲住宅にあっては住宅等の引渡し後５年間（ただし、譲渡代金の支払いの完了が住宅の引渡し後５年を越えるときは、当該支払いが完了するまでの間）、分譲宅地にあっては買戻等期間中（ただし、譲渡代金の支払いの完了が買戻等期間を超えるときは、当該支払いが完了するまでの間）のことをいいます。

申込本人は「自ら居住」できない単身赴任者であるが、留守家族のために申込みをする場合

以下の３つの条件を全て満たしていればお申込みができます。

１申込本人が単身赴任となり、留守家族のためにお申込みの方。

２留守家族の居住地及び今回募集の住宅から単身赴任後の勤務先への通常の通勤時間帯における最短所要時間が、片道２時間以上を要する方。

３留守家族は、原則として配偶者または直系の親族で、うち１人は満18歳以上であり、かつ、単身赴任前に単身赴任者と同居していたこと。

※申込書記入に係るご注意

●住所欄について

郵便物が確実に届く場所（単身赴任者、または留守家族の住所）をご記入ください。

※当選された方は、資格確認の際、別途、勤務先の在勤証明書または転勤証明書（単身赴任先の勤務地の所在が分かるもの）及びＵＲ都市機構所定様式の遠隔通勤時間算定書、通勤証明書を提出していただきます。

※単身赴任先でＵＲ都市機構の賃貸住宅及び分譲住宅に入居されている方が、留守家族のために今回募集の住宅に申込み、当選されても、契約にあたり単身赴任先のＵＲ都市機構の賃貸住宅および分譲住宅の解約を必要としない場合もございます。

所得の基準・家賃等の一時払いについて

所得の基準について

申込本人の平均月収額や貯蓄額が、基準月収額や基準貯蓄額に満たない場合

以下の１～３の各状況における諸条件のいずれかを満たしていればお申込みができます。

１申込本人の毎月の平均月収額が基準月収額の１/２以上ある場合

（１）同居親族の収入と合算して、合計額が基準月収額以上であること。

（２）勤務先または別居親族からの家賃補給額と合算して、合計額が基準月収額以上であること。

（３）申込本人の貯蓄額が基準貯蓄額の１/２以上あること。

２申込本人の貯蓄額が基準貯蓄額の１/２以上ある場合

（１）同居親族の貯蓄と合算して、合計額が基準貯蓄額以上であること。

（２）別居親族からの貯蓄の補給額と合算して、合計額が基準貯蓄額以上であること。

（３）申込本人の毎月の平均月収額が基準月収額の１/２以上あること。

３申込本人が高齢者等で、毎月の平均月収額が基準月収額の１/２に満たない場合

（１）**扶養等親族**の平均月収額が、基準月収額以上あること、または貯蓄額が、基準貯蓄額以上あること。

※扶養等親族の「所得証明書」または「貯蓄を証明する書類」及び申込本人と扶養等親族との続柄を確認できる「戸籍謄本」等を提出していただきます。

※扶養等親族が、ＵＲ賃貸住宅（旧公団住宅）に居住している場合は、下記のいずれかを満たしていることが必要です。

①平均月収額がそれぞれの住宅の基準月収額の合計額以上であること。

②貯蓄額がそれぞれの住宅の基準貯蓄額の合計額以上であること。

③平均月収額がいずれか一方の住宅の基準月収額以上あり、かつ、貯蓄額がもう一方の住宅の基準貯蓄額以上あること。

（２）扶養等親族が、家賃等の支払いについて、申込本人と連帯して履行の責を負うことを確約すること。

（実印使用・印鑑登録証明書添付・保証する額の限度額は家賃及び共益費の合計額の12か月分）

＜高齢者等とは＞

令和５年１月31日現在において、次のいずれかに該当する方をいいます。

（1）満60歳以上の方。

（2）当機構が定める「障がい者」に該当する方。

※詳細は（011）223-3707にお問い合わせください。

（3）配偶者がおらず、かつ、妊娠している単身者の方。

（4）満20歳未満の子と現に同居していて、かつ、扶養している、配偶者のいない母親または父親の方。

※（3）、（4）いずれの場合とも同居親族（ただし配偶者は除く）がいる場合でも適用になります。

（5）学生の方。大学及び専門学校並びに専修学校に在学する満18歳以上の方。

＜扶養等親族とは＞

家賃等を一部または全部負担していただく直系血族または扶養義務を負っている３親等内の親族をいいます。

詳しくは 親等図 36ページをご覧ください。

家賃等の一時払い制度

一定期間の家賃及び共益費を一時払い（前払い）することで、その期間中割引いた家賃等でお住まいいただけます。

１対象者

新たにＵＲ賃貸住宅をご契約いただくお客様。

※今回の**サンラフレ平岸〈1-1、1-2号棟〉**入居者募集に当選された方は、資格確認時にお申込みいただけます。

２一時払い期間と家賃の割引

入居開始可能日の属する月の翌月から、１年から10年のうち１年単位でお選びいただき、一時払い期間に応じてＵＲ都市機構が定める割引率により家賃等が割引かれます。

※契約時に、住宅の賃貸借契約とは別に「家賃等の一時払いに関する契約」を締結させていただきます。なお、一時払い期間終了後は、毎月の家賃等をＵＲ都市機構の指定する金融機関等における口座振替の方法により当機構の定める日までにお支払いいただくことになります。

（一時払い期間終了時に、再度「家賃等の一時払いに関する契約」を締結することもできます。）

抽選・資格確認・契約など①

申込みの無効

次のようなお申込みは無効となります。したがって、お申込み受付後当選となった場合でも、その当選は無効になります。

1 申込資格がないとき。
2 一世帯において、２回以上のお申込みをしたとき（例えば、申込本人または同居される方の氏名を２通以上の申込書に記入したとき、婚約者がそれぞれ１通ずつお申込みをしたときなど。）。
3 家族を不自然に分割して入居しようとするお申込みをしたとき（例えば、夫婦を別々にしたお申込みをしたときなど。）。
4 申込書に虚偽の記入があったとき。
5 申込書に記入もれがあったとき（例えば、同居される方の氏名が記入されていないときなど。）。
6 申込書の記入内容が、明らかでないとき。
7 インターネットもしくはこのパンフレットにとじ込みの「ＵＲ賃貸住宅入居申込書」以外の申込書で申込みをしたとき。
8 申込本人または同居される方に変更があったとき。
9 その他、このパンフレットに記載の募集要項に違反したとき。

抽選番号の通知

申込受付期間終了後、抽選番号を印字した「ＵＲ賃貸住宅抽選番号通知書」を抽選日までに申込書に記入された住所に届くように郵送いたします。

抽選番号

抽選番号は各住宅ごとに、申込受付順に付番します。

抽選日時・場所

日時：令和5年2月8日(水) 午前10時から
場所：北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番地
　　札幌北三条ビル2階
　　北海道エリア経営センター

抽選の方法

ＵＲ都市機構の定める方法で公開抽選を行い、各住宅ごとに当選番号及び補欠当選番号を決定します。

※公開抽選への参加は任意です。（参加の有無が当落結果に影響することはありません）。

抽選結果の発表

抽選の結果は以下の方法で発表します。

■掲示
抽選日当日の午後５時頃、ＵＲ北海道住まいセンターに掲示します。

■ＵＲ都市機構のホームページ
抽選日当日の午後５時頃、当機構ホームページに掲載します。

ＵＲ都市機構ホームページ・アドレス
https://www.ur-net.go.jp/chintai/sunrafrehiragishi/

※なお、北海道住まいセンターへの掲示及びホームページへの掲載は、遅れる場合がございます。

※当落に関するお電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

抽選結果の通知

当落にかかわらず、申込者全員に「ＵＲ賃貸住宅抽選結果通知書」により、郵送でお知らせします。

資格確認

抽選の結果、「当選」及び「補欠当選」の方には、次の書類を提出していただき、申込資格の確認をさせていただきます。

1 住民票

※入居者全員の「続柄」が記載されたもので、募集開始日（令和5年1月27日）以降に交付を受けたもの。

2 所得証明書または貯蓄を証明する書類

3 その他、必要な書類を提出していただく場合があります。なお、**ＵＲ都市機構の定める期日までに必要書類が提出されない場合は、辞退されたものとして取り扱います**のでご承知おきください。止むを得ない理由で期日までに必要書類が提出されない場合は、事前にＵＲ都市機構 東日本賃貸住宅本部 北海道エリア経営センター管理企画課［TEL：011-223-3707］にご相談ください。

抽選・資格確認・契約など②

契約・入居説明会・住宅の点検確認

1 契約にあたっては、実印及び３か月以内に交付を受けた印鑑登録証明書（押印の習慣のない外国人の方は、領事館等が発行する「署名の証明書」）が必要となります。
　※契約名義人ご本人がお越しになる場合は、運転免許証などの写真付の本人確認書類をご提示の上、そのコピーをご提出いただければ、印鑑登録証明書及び実印を省略することができます。
　詳細については、別途ご案内いたします。
　※契約名義人（申込本人）が未成年で未婚の場合は、親権者または後見人の方の印鑑登録証明書を提出していただくことになります。
2 ＵＲ都市機構の定める入居開始可能日からその月の末日までの日割家賃及び共益費、並びに敷金（月額家賃の2か月分）をお支払いいただきます。
　※日割家賃及び共益費の算出方法
　（家賃÷30×日数）＋（共益費÷30×日数）
　（日割家賃、日割共益費とも10円未満の端数は四捨五入）
3 別途ご案内する会場にて、入居に関する説明、契約及び鍵の引渡しを行います。
4 入居後に各自で住宅の点検確認を行っていただき、「点検確認書」を提出していただきます。
7 賃貸住宅の全部または一部を転貸したり、住宅の賃借権を譲渡したり、他の住宅と交換する行為は禁止しています。
8 居住者が賃貸借契約の解除をしようとするときは、14日以上の予告期間をもってＵＲ都市機構の定める契約解除届をＵＲ都市機構に提出していただきます。（未入居のまま契約を解除される場合も同様です。）
　※1 敷金は、家賃の支払い、損害の賠償、その他住宅の賃貸借契約から生ずる債務を担保するためにお支払いいただくもので、契約解除後、債務弁済に当てた残額を返済いたします。なお、この敷金には利息は付加いたしません。
　※2 共益費とは、団地内の共用部分の維持管理などに係る費用で家賃のほかにお支払いいただく費用です。
　※3 ＵＲ都市機構の定める入居開始可能日からその月の末日までの日割家賃及び日割共益費を、契約時までにお支払いいただきます。
　※4 退去時には、ＵＲ都市機構が定めるところにより査定を行い、住宅の使用状況に応じた補修費用をお支払いいただきます。

賃貸借契約書の主な内容

ＵＲ賃貸住宅には、ＵＲ都市機構で定める賃貸借契約書により契約を締結したうえでご入居いただきます。契約書の内容で特に注意していただく事項は次のとおりです。

1 ＵＲ都市機構で定める入居開始可能日から１か月以内に入居していただきます。
2 契約にあたっては、家賃の2か月分の敷金（※1）、入居開始可能日の属する月の家賃及び共益費（※2）の日割額（※３）をお支払いいただきます。
3 毎月の家賃及び共益費は、ＵＲ都市機構の指定する金融機関における口座振替の方法により、ＵＲ都市機構の定める日までにお支払いいただきます。
4 賃貸住宅の使用方法等に関するＵＲ都市機構の定めるルールを守って、住宅を使用していただきます。
5 居住者の責に帰すべき理由により住宅を汚損、破損、滅失をしたとき、またはＵＲ都市機構に無断で住宅の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復していただきます。（※４）
6 建具（障子紙、ふすま紙）及び備品（タオル掛け等）、その他ＵＲ都市機構の定めるものの修理または取替えについては居住者の負担で行なっていただきます。（ただし、退去時の修理または取替えについては５に該当する場合を除き、負担の必要はありません。）

申込書記入要領①

① 希望する住宅の申込区分記号を記入します

●申込区分記号
43･44ページの申込区分記号表に基づき、希望する住宅の申込住宅番号を記入します。

② 申込本人が契約名義人となります

●フリガナ
申込本人の姓名を**カタカナ**で記入します。なお、「姓」と「名」の間は1文字空け、濁点、半濁点は1文字として記入します。

●漢字
申込本人の姓名を**漢字**で記入します。
「姓」と「名」の間は1文字空けて記入します。
※ 外国人の方の氏名記入について
・通称名をお持ちの方は、通称名を記入します。
・漢字以外（アルファベット等）の文字を使用されている方は、フリガナ欄に日本語の読みをカタカナで漢字欄には1マスに2文字ずつ、使用されている文字で一字一字記入します。
※ 住民票に記載されている通りにご記入ください。

●法人契約をご希望の方

〈申込方法〉
申込書の②のフリガナ、漢字を記入の際、最初に「法」を記入してください。

（例）

本人	フリガナ	：	ホウ	ヤマダ		タロウ					
	漢字	¥	法	山田		太郎					

●性別
男性は「M」、女性は「W」と記入します。

●元号
生まれた年の「元号」を指定された記号で記入します。
•明治生まれの方…「M」 •大正生まれの方…「T」 •昭和生まれの方…「S」
•平成生まれの方…「H」 •令和生まれの方…「R」

●生年月日
昭和49年10月1日生まれの場合の例

元号	生年月日					
	年		月		日	
S	4	9	1	0	0	1

●年収
前年の年収を万円単位で記入します。

③

●連絡先電話番号
自宅または携帯電話番号を記入します。

●年齢
令和5年1月27日現在の満年齢を記入します。

●住所及び郵便番号
郵便物が確実に届く住所を**漢字**で記入します。併せて郵便番号も記入します。

●勤務先
申込本人の勤務先名称と勤務先の電話番号、所在地を記入します。

④ 同居される方全員の姓名等を記入します

●続柄
申込本人から見た続柄を記入します。

●フリガナ・漢字・性別・元号・生年月日・年収
同居される方全員の姓名等を②を参考に記入します。妊娠している方を世帯に含む方は、申込書の同居者欄に「出産予定」と記入します。
※出産予定の方は、性別「M」、元号「R」生年月日「000000」とご記入ください。

●その他の同居者
同居者数が4人を超えるときは、未記入の同居者数を記入します。

申込書郵送後の「取消」及び「再申込」はできませんのでご注意ください。

申込書記入要領②

【申込書の記入例】

〈記入上の注意〉
申込書はコンピュータで処理いたしますので、文字は必ず**「楷書」**で正確にご記入ください。判読が困難な場合は誤って処理されたり、無効になることがあります。
なお、記入にあたっては黒のペンまたはボールペンを使用してください。

ＵＲ賃貸住宅入居申込書 （※パンフレット41･42ページ記載の［申込書記入要領］をご参照ください。）

ＵＲ都市機構の募集要項を承諾のうえ、次のとおりＵＲ賃貸住宅の入居申込みをいたします。

団地名：サンラフレ平岸

※受付番号は、記入しないでください。

① 申込区分記号

号棟番号	号室番号	コード	優待区分
650	1201	001	792

申込団地コード：1103501000206222

受付番号：

② 申込本人

| | | | | | | | | | | |

申込区分記号表①　※申込区分記号は、もう一度ご確認ください。記入間違いは、無効になります。

＜申込住宅番号＞は各住宅ごとに、指定されております。

募集住宅				申込区分記号								申込団地コード		
号棟		号室		号棟	号室番号			コード						
1-1	-	201	→	1	2	0	1	0	0	1		6	2	2
1-1	-	202	→	1	2	0	2	0	0	2		6	2	2
1-1	-	203	→	1	2	0	3	0	0	3		6	2	2
1-1	-	204	→	1	2	0	4	0	0	4		6	2	2
1-1	-	205	→	1	2	0	5	0	0	5		6	2	2
1-1	-	206	→	1	2	0	6	0	0	6		6	2	2
1-1	-	207	→	1	2	0	7	0	0	7		6	2	2
1-1	-	301	→	1	3	0	1	0	0	8		6	2	2
1-1	-	302	→	1	3	0	2	0	0	9		6	2	2
1-1	-	303	→	1	3	0	3	0	1	0		6	2	2
1-1	-	304	→	1	3	0	4	0	1	1		6	2	2
1-1	-	305	→	1	3	0	5	0	1	2		6	2	2
1-1	-	306	→	1	3	0	6	0	1	3		6	2	2
1-1	-	307	→	1	3	0	7	0	1	4		6	2	2
1-1	-	401	→	1	4	0	1	0	1	5		6	2	2
1-1	-	402	→	1	4	0	2	0	1	6		6	2	2
1-1	-	403	→	1	4	0	3	0	1	7		6	2	2
1-1	-	404	→	1	4	0	4	0	1	8		6	2	2
1-1	-	405	→	1	4	0	5	0	1	9		6	2	2
1-1	-	406	→	1	4	0	6	0	2	0		6	2	2
1-1	-	407	→	1	4	0	7	0	2	1		6	2	2
1-1	-	501	→	1	5	0	1	0	2	2		6	2	2
1-1	-	502	→	1	5	0	2	0	2	3		6	2	2
1-1	-	503	→	1	5	0	3	0	2	4		6	2	2
1-1	-	505	→	1	5	0	5	0	2	5		6	2	2
1-1	-	506	→	1	5	0	6	0	2	6		6	2	2
1-1	-	507	→	1	5	0	7	0	2	7		6	2	2
1-1	-	601	→	1	6	0	1	0	2	8		6	2	2
1-1	-	602	→	1	6	0	2	0	2	9		6	2	2
1-1	-	603	→	1	6	0	3	0	3	0		6	2	2
1-1	-	604	→	1	6	0	4	0	3	1		6	2	2
1-1	-	605	→	1	6	0	5	0	3	2		6	2	2
1-1	-	606	→	1	6	0	6	0	3	3		6	2	2
1-1	-	607	→	1	6	0	7	0	3	4		6	2	2
1-1	-	701	→	1	7	0	1	0	3	5		6	2	2
1-1	-	702	→	1	7	0	2	0	3	6		6	2	2
1-1	-	703	→	1	7	0	3	0	3	7		6	2	2
1-1	-	704	→	1	7	0	4	0	3	8		6	2	2
1-1	-	705	→	1	7	0	5	0	3	9		6	2	2
1-1	-	706	→	1	7	0	6	0	4	0		6	2	2
1-1	-	707	→	1	7	0	7	0	4	1		6	2	2
1-2	-	201	→	2	2	0	1	0	4	2		6	2	2
1-2	-	202	→	2	2	0	2	0	4	3		6	2	2
1-2	-	203	→	2	2	0	3	0	4	4		6	2	2
1-2	-	204	→	2	2	0	4	0	4	5		6	2	2
1-2	-	205	→	2	2	0	5	0	4	6		6	2	2
1-2	-	206	→	2	2	0	6	0	4	7		6	2	2
1-2	-	207	→	2	2	0	7	0	4	8		6	2	2
1-2	-	208	→	2	2	0	8	0	4	9		6	2	2

申込区分記号表②

［ご注意］①お申込みは、1世帯につき1回（1戸）に限ります。

募集住宅				申込区分記号								申込団地コード		
号棟		号室		号棟	号室番号			コード						
1-2	-	301	→	2	3	0	1	0	5	0		6	2	2
1-2	-	302	→	2	3	0	2	0	5	1		6	2	2
1-2	-	303	→	2	3	0	3	0	5	2		6	2	2
1-2	-	304	→	2	3	0	4	0	5	3		6	2	2
1-2	-	305	→	2	3	0	5	0	5	4		6	2	2
1-2	-	306	→	2	3	0	6	0	5	5		6	2	2
1-2	-	307	→	2	3	0	7	0	5	6		6	2	2
1-2	-	308	→	2	3	0	8	0	5	7		6	2	2
1-2	-	401	→	2	4	0	1	0	5	8		6	2	2
1-2	-	402	→	2	4	0	2	0	5	9		6	2	2
1-2	-	403	→	2	4	0	3	0	6	0		6	2	2
1-2	-	404	→	2	4	0	4	0	6	1		6	2	2
1-2	-	405	→	2	4	0	5	0	6	2		6	2	2
1-2	-	406	→	2	4	0	6	0	6	3		6	2	2
1-2	-	407	→	2	4	0	7	0	6	4		6	2	2
1-2	-	408	→	2	4	0	8	0	6	5		6	2	2
1-2	-	501	→	2	5	0	1	0	6	6		6	2	2
1-2	-	502	→	2	5	0	2	0	6	7		6	2	2
1-2	-	503	→	2	5	0	3	0	6	8		6	2	2
1-2	-	504	→	2	5	0	4	0	6	9		6	2	2
1-2	-	505	→	2	5	0	5	0	7	0		6	2	2
1-2	-	507	→	2	5	0	7	0	7	1		6	2	2
1-2	-	508	→	2	5	0	8	0	7	2		6	2	2
1-2	-	601	→	2	6	0	1	0	7	3		6	2	2
1-2	-	602	→	2	6	0	2	0	7	4		6	2	2
1-2	-	603	→	2	6	0	3	0	7	5		6	2	2
1-2	-	604	→	2	6	0	4	0	7	6		6	2	2
1-2	-	605	→	2	6	0	5	0	7	7		6	2	2
1-2	-	606	→	2	6	0	6	0	7	8		6	2	2
1-2	-	607	→	2	6	0	7	0	7	9		6	2	2
1-2	-	608	→	2	6	0	8	0	8	0		6	2	2
1-2	-	701	→	2	7	0	1	0	8	1		6	2	2
1-2	-	702	→	2	7	0	2	0	8	2		6	2	2
1-2	-	703	→	2	7	0	3	0	8	3		6	2	2
1-2	-	704	→	2	7	0	4	0	8	4		6	2	2
1-2	-	705	→	2	7	0	5	0	8	5		6	2	2
1-2	-	706	→	2	7	0	6	0	8	6		6	2	2
1-2	-	707	→	2	7	0	7	0	8	7		6	2	2
1-2	-	708	→	2	7	0	8	0	8	8		6	2	2
1-2	-	801	→	2	8	0	1	0	8	9		6	2	2
1-2	-	802	→	2	8	0	2	0	9	0		6	2	2
1-2	-	803	→	2	8	0	3	0	9	1		6	2	2
1-2	-	804	→	2	8	0	4	0	9	2		6	2	2
1-2	-	805	→	2	8	0	5	0	9	3		6	2	2
1-2	-	806	→	2	8	0	6	0	9	4		6	2	2
1-2	-	807	→	2	8	0	7	0	9	5		6	2	2
1-2	-	808	→	2	8	0	8	0	9	6		6	2	2
1-2	-	901	→	2	9	0	1	0	9	7		6	2	2
1-2	-	902	→	2	9	0	2	0	9	8		6	2	2
1-2	-	903	→	2	9	0	3	0	9	9		6	2	2
1-2		904	→	2	9	0	4	1	0	0		6	2	2
1-2		905	→	2	9	0	5	1	0	1		6	2	2
1-2		906	→	2	9	0	6	1	0	2		6	2	2
1-2		907	→	2	9	0	7	1	0	3		6	2	2
1-2		908	→	2	9	0	8	1	0	4		6	2	2

ＵＲ賃貸住宅入居申込書（※パンフレット41・42ページ記載の［申込書記入要領］をご参照ください。）

ＵＲ都市機構の募集要項を承諾のうえ、次のとおりＵＲ賃貸住宅の入居申込みをいたします。

団地名：サンラフレ平岸

※受付番号は、記入しないでください。

受付番号	

	申込区分記号						申込団地コード										
	号棟番号	号室番号		コード		優遇区分											
650			:			0792	1	1	0	3	5	0	1	0	0	0	2	0	6	2	2

※申込区分記号表からお申込みの住宅に該当するコードをご記入ください。

					性別	元号	生年月日 年	月	日	年収（万円）			
本人	フリガナ	:		:									
	漢字	¥		¥							0	0	0

M:明治 T:大正 S:昭和 H:平成 R:令和
M:男 W:女

連絡先電話番号
（自宅または携帯番号）：＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿　年齢：＿＿＿歳

			郵便番号
住所（漢字）	¥		
651		¥	.

勤務先名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号：＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

勤務先所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

		続柄	フリガナ			性別	元号	生年月日 年	月	日	年収（万円）		年齢
同居者	652		フリガナ	:									＿＿歳
		漢字		¥	¥							.	
	653	続柄	フリガナ	:	:								年齢
		漢字		¥	¥							.	＿＿歳
	654	続柄	フリガナ	:	:								年齢
		漢字		¥	¥							.	＿＿歳
	655	続柄	フリガナ	:	:								年齢
		漢字		¥	¥							.	＿＿歳

M:明治 T:大正 S:昭和 H:平成 R:令和
M:男 W:女

※お申込みは、一世帯につき、1住宅1通のみです。2通以上の申込みは全て無効となります。また、不自然に世帯を分割してのお申込みも無効となります。
例:夫婦それぞれで申込む。

この申込書は令和5年1月27日～1月31日の申込用です。
※申込書郵送後の住宅の変更はできませんので、ご注意ください。

◆留意事項

1. このお申込みに関して都市機構が取得した個人情報は、入居手続及び住宅管理上必要な範囲内での使用に限定いたします。
2. 都市機構は、次の (1) ～ (4) の場合を除きお客様の個人情報を第三者に開示することはありません。
   (1) お客様が承諾した場合　(2) 法令に従う場合　(3)1の利用目的に必要な範囲内において都市機構の業務委託先に提供する場合
   (4) その他正当な理由がある場合
3. 申込本人（契約者）が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人）である場合は、法定代理人の同意等が必要なことがありますので、ご申告ください。
4. お申込み等に虚偽の申告・記載があった場合、または過去に都市機構（旧公団）の賃貸住宅及び分譲住宅等において、家賃等の滞納・近隣迷惑行為・動物飼育等の契約違反があった方については、お申込み受付後においても、契約をお断りする場合がありますので、ご承知おきください。

キリトリ

宛名用ラベル

キリトリ

〒060-0003
北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番地
札幌北三条ビル2階

（受取人）
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部
北海道エリア経営センター 行

UR賃貸住宅入居申込書	
団地名	サンラフレ平岸

ご使用方法

①当宛名ラベルを、ご用意していただいた封筒（定形）にお貼りください。
（剥がれないようにしっかりとのり付けしてください。）

②ご用意していただいた封筒の裏面に、お客様のご住所とお名前をご記入ください。

③封筒（定形）に、84円切手をお貼りください。

※ご注意：宛名を手書きされる場合は、宛名ラベルに記載の担当部署まで漏れなくご記入ください。

MEMO

MEMO